

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員就業規則（以下「就業規則」という。）第62条第2項に基づき、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 この規程に基づく給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

3 第1項の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項に基づく協定により、給与の一部を控除して支払うことができる。

(給料)

第3条 給料は、就業規則第34条から第38条までに規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

一 事務職等給料表（別表第1）

二 医療職給料表（別表第2-1）

イ 医療職給料表(1)

ロ 医療職給料表(2)

ハ 医療職給料表(3)

三 福祉職給料表（別表第2-2）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、臨時的に任用された職員及び非常勤の職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級

に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3で定める。

(初任給の基準)

第5条 職員の職務の級は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者の号給は、別表第4から別表4-4のほか栃木県職員の例になり、当該職員の学歴、前歴等を考慮して理事長が決定する。

(昇格)

第6条 職員を昇格させるときは、1級上位の職務の級に決定する。ただし、当該職員の勤務成績が特に良好であるときは、この限りでない。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、当該職員に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

3 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第7条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(昇給)

第8条 職員の昇給は、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の号給数は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる号給数とする。ただし、第2号に掲げる職員にあっては、当該年齢に達した日の属する年度の翌年度以降に適用するものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

イ 勤務成績が特に良好である職員 5号給以上(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職給料表(1)適用職員でその職務の級が3級以上であるもの、医療職給料表(2)適用職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表(3)適用職員でその職務の級が6級以上であるもの(以下「特定職員」という。)にあっては4号給以上)

- 勤務成績が良好である職員 4号給（特定職員にあっては、3号給）
 - ハ 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下（特定職員にあっては2号給以下）
- 二 昇給日において55歳（医師又は歯科医師の資格を有する者のうち医療職給料表(1)の適用を受けている者にあっては、57歳）を超えている職員
- イ 勤務成績が特に良好である職員 1号給以上
 - 勤務成績が良好である職員 0号給
 - ハ 勤務成績が良好であると認められない職員 0号給
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 次に掲げる事由以外の事由によって昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上を勤務していない職員又は前年の昇給日以後に、停職、減給若しくは戒告の処分を受けた職員については、第2項第1号ハ又は第2号ハに掲げる職員に該当するものとみなして、それぞれ同項各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- 一 規則第47条に規定する超勤代休時間
 - 二 就業規則に規定する休暇のうち、年次休暇、傷病休暇（業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（以下「労働災害又は通勤災害」という。）による傷病休暇に限る。）及び特別休暇
 - 三 就業規則第56条に規定する介護休暇
 - 四 就業規則第56条の2に規定する介護時間休暇
 - 五 就業規則第75条の規定により職務に専念する義務を免除された場合
 - 六 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）に規定する育児休業
 - 七 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）に規定する部分休業
 - 八 労働災害又は通勤災害による休職

九 派遣職員の派遣

(特別の場合の昇給)

第9条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合
- 三 勤務成績が特に優秀であるという事由によって表彰を受けた場合
- 四 就業規則第29条第2項第4号の規定により退職する場合

(復職時等における号給の調整)

第10条 休職、休業又は休暇（以下「休職等」という。）のために勤務しなかった職員が、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、休職等の期間を別表第6に定める休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を決定することができる。

- 2 前号に定める号給の調整を行った場合には、その都度、調整の時期、調整後の号給等を記載した調書を作成して保管しなければならない。

(再雇用職員の給料月額)

第11条 就業規則第28条に規定する常時勤務を要する職員（以下「再雇用職員」という。）及び短時間勤務の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

(短時間勤務職員の給料月額)

第12条 再雇用職員のうち就業規則第57条第3項に規定する育児短時間勤務職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）及び再雇用短時間勤務職員の給料月額は、前条の規定にかかわらず、前条の規定による給料月額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を就業規則第34条に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- 2 育児短時間勤務職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員以外の職員の給料月額

は、当該職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

(定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額)

第12条の2 就業規則第28条の2に規定する短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第13条 給料の計算期間は月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は、その月の15日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日に当たるときその他次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれその月の当該各号に定める日とする。

一 15日が祝日法による休日又は土曜日に当たるとき（次号に掲げる場合を除く。）。
14日

二 15日が祝日法による休日であつ、かつ、月曜日に当たるとき。16日

三 15日が日曜日に当たるとき。13日

四 災害その他特別の事情により、15日又は前各号の規定により定められた日を支給日とすることが著しく困難であると理事長が認めるとき。理事長が定める日

3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

6 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料を栃木県職員の例により日割計算しその際支給する。

7 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、栃木県職員の例により日割計算し支給する。

一 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合

二 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

三 育児休業、自己啓発休業若しくは配偶者同行休業を始め、又は当該休業の終了により職務に復帰した場合

四 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

- 8 次の各号のいずれかに該当する場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。
 - 一 給与期間中給料の支給定日後において新たに職員となった場合
 - 二 給与期間中給料の支給定日前において離職し又は死亡した場合
 - 三 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合
- 9 給料の調整額、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、給料の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 10 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職特別勤務手当は、一の給与期間の分を翌月の給料の支給定日に支給するものとする。ただし、当該支給定日前に離職し、若しくは死亡した場合又は第6項に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給することができる。

(給料の調整額)

- 第14条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。
 - 3 給料の調整を行う職は、別表第7の職員の欄に掲げる職員の占める職とする。
 - 4 前項に定める職を占める職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第7-2に定める調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額にその者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあってはその額に就業規則第35条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 給料の調整額は、職員が第3項に定める職を占める期間に限り、その職員の給料額に加えて支給するものとする。

(給料の特別調整額)

第15条 給料の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち別表第8に掲げる職について支給する。

2 理事長は、その特殊性に基づき、給料月額につき、適正な特別調整額表を定めることができる。

3 前項の特別調整額表に定める給料月額の特別調整額は、第1項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

4 第1項に規定する職を占める職員(次項に規定する職員を除く。)に支給する給料の特別調整額は、当該職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る別表第8に掲げる区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第8-2の給料の特別調整額欄に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、別表第8-4に掲げる職にある職員にあっては、その表に定める額とする。

5 第1項に規定する職を占める職員のうち、再雇用職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員(以下「再雇用職員等」という。)に支給する給料の特別調整額は、当該職を占める職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第8-3の給料の特別調整額欄に定める額(育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

6 前2項に規定する給料の特別調整額は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した割増賃金相当分を含むものとする。

7 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(労働災害又は通勤災害により病気休暇を与えられ、又は休職にされた場合を除く。)は、給料の特別調整額は支給することができない。

(初任給調整手当)

第16条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号及び第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 一 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 310,000 円
 - 二 看護師の資格を有する者をもって充てる職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額 10,000 円
 - 三 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職 月額 2,500 円
- 2 前項第1号に規定する職は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職（医師法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）第4条の規定による改正後の医師法（第3項において「平成12年改正後の医師法」という。）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている者を除く。）とする。
- 3 第1項に規定する月額は、職員の区分及び採用の日（採用の日に平成12年改正後の医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている者にあつては、当該研修の修了した日の翌日）以後の期間の区分に応じた別表第9又は別表第9-2に掲げる額（就業規則第57条第3項に規定する育児短時間勤務職員にあつては、その額に就業規則第35条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同規則第34条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、第1項第1号に規定する職にある職員のうち大学（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）又は旧官立専門学校官制（昭和21年勅令第210号）による専門学校、国立総合大学及び官立医科大学に臨時附属医学専門部を設置するの件（昭和15年勅令第278号）による附属医学専門部その他理事長が別に定めるものとする。）卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得して、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する別表第9の適用については採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、第1項第2号に規定する職にある職員に対する別表第9-2の適用については採用の日から学校等卒業の日の属する年の4月1日からそれぞれ採用の日の前日までの期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 第3項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第9又は別表第9-2に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて理事長の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところによる。
- 5 初任給調整手当の月額は、当分の間、第1項第1号の規定にかかわらず、同号の規定

による支給額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ定める額を加算した額とする。

- 一 採用の日以後の期間が 16 年未満である者 55,000 円
- 二 採用の日以後の期間が 16 年以上 28 年未満である者 65,000 円
- 三 採用の日以後の期間が 28 年以上 35 年未満である者 75,000 円

- 6 第 1 項第 1 号の規定により初任給調整手当を支給される職員は、医師（歯科医師含む）及び看護師の職に採用された職員であって、その採用が、医師（歯科医師含む）の職に採用された職員にあつては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学卒業から 37 年（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する臨床研修を経た者にあつては 39 年、医師法の一部を改正する法律（昭和 43 年法律第 47 号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た者にあつては 38 年）を経過するまでの期間、看護師の職に採用された職員にあつては保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所（以下「学校等」という。）で看護師の職に必要な免許に対応する学校等卒業の日から 5 年を経過するまでの期間（以下これらを「経過期間」という。）内に行われたものとする。
- 7 前項に規定する経過期間内に新たに第 1 項に規定する職に占めることとなった職員には、初任給調整手当を支給する。
- 8 第 6 項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 35 年（第 1 項第 2 号に規定する職にあつては 5 年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 9 初任給調整手当が支給されている職員が休職にされ、又は外国派遣された場合は、当該休職の期間（第 38 条により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該外国派遣の期間は、別表第 9 及び別表第 9 - 2 に掲げる期間には算入しない。
- 10 第 1 項に規定する職員となった者（第 8 項に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第 3 項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が 35 年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。
- 11 第 1 項に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員で、その者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、理事長の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第 17 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものであり、給与所得、事業所得、不動産所得等の恒常的な所得の合計額が年額 130 万円未満のものをいう。ただし、職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者を扶養親族とすることはできない。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

三 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

四 満 60 歳以上の父母及び祖父母

五 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者（終身労務に服することができない程度の者）

3 扶養手当の月額は、別表第 10 に定める額を支給する。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

6 理事長は、前項の規定により職員から届出を受けたときは、第 2 項の規定による要件を備えているかどうかを確かめて認定するものとする。

7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、そ

の日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 8 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 9 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当して給料を減額されるときにおいても、減額されないものとする。
 - 一 第23条第1項により給与を減額された場合
 - 二 育児部分休業により給与を減額された場合
 - 三 介護休暇により給与を減額された場合
 - 四 介護時間休暇により給与を減額された場合
 - 五 懲戒処分により給与を減ぜられた場合
- 10 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 11 第5項に規定する届出において、職員が虚偽の届出又は届出の遅延等により、不当に扶養手当の支給を受けたときは、職員はこれを返還しなければならない。

(地域手当)

- 第18条 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して法人に勤務する職員に支給する。
- 2 地域手当の月額、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、別表第11に掲げる率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下、地域手当の月額に1円未満の端数があるときも同様とする。)とする。
 - 3 医師又は歯科医師の資格を有する者をもって充てる職のうち、医療職給料表(1)の適用を受ける職員は、前項の規定にかかわらず、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に別表第11-2に掲げる率を乗じて得た月額地域手当を支給する。
 - 4 人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員であって、給料表の適用を受けることとなった日(以下この項において「適用日」という。)の前日に常時勤務に服するものとして一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)

第 11 条の 3 第 2 項に規定する 1 級地から 6 級地までの地域又は事務所に在勤していた者（引き続き 6 月を超えてこれらの級地における地域又は事務所に在勤していた者に限る。）の適用日以後の前 2 項の規定による地域手当の支給割合が、適用日の前日に在勤していた地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、適用日から 2 年を経過するまでの間、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合に乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 適用日から同日以後 1 年を経過する日までの期間 適用日の前日に在勤していた地域又は事務所に係る地域手当の支給割合（適用日の前日に在勤していた地域又は事務所に係る地域手当の支給割合が適用日の後に改定された場合にあつては、当該地域又は事務所に係る適用日の前日の地域手当の支給割合。次号において同じ。）
- 二 適用日から同日以後 2 年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）適用日の前日に在勤していた地域又は事務所に係る地域手当の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

（住居手当）

第 19 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する宿舍又は配偶者、父母若しくは配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅その他理事長がこれらに準ずると認める宿舍又は住宅（以下「法人宿舍等」という。）に居住している職員を除く。）

二 第 21 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人宿舍等を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして栃木県職員の例により理事長が認める住宅を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

二 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する

額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 3 新たに第1項に規定する職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その居住の実情をすみやかに理事長へ届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 理事長は、前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1項に規定する職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
- 5 職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる場合の区分に応じて、家賃の額に相当する額を算出するものとする。
 - 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
 - 二 居住に関する支払額に電気、ガス、水道料金、駐車場料金、共益費又は家具家電等使用料が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- 6 住居手当の支給は、職員が新たに第1項に規定する職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道、高速自動車国道等の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃又は料金の額から第2項第1号に定める運賃等相当額（同項第3号イに定める普通交通機関等に係る額に限る。）の算出の基礎となる運賃又は料金に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）の額の2分の1を含む。以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通

勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、第7項で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再雇用短時間勤務職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員は、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車（二輪自動車を除く。）を使用する職員 別表第12の左欄に掲げる使用距離に応じ、同表の右欄に掲げる額

ロ 前号に掲げる職員以外の職員 別表第12の左欄に掲げる使用距離に応じ、同表の右欄に掲げる額

三 前項第3号に掲げる職員 支給単位期間につき、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

イ 前項第3号に掲げる職員（普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第1号及び第2号に定める額

ロ 前項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が第2号に定める額以上である職員（イに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ハ 前項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が第2号に定める額未満である職員（イに掲げる職員を除く。） 第2号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 4 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給しない。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、次に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に手当を返納させるものとする。
 - 一 離職し、若しくは死亡した場合又は第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
 - 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - 三 月の中途において就業規則第17条の規定により休職にされ、同第57条の規定により育児休業をし、同第60条の規定により自己啓発等休業をし、同第61条の規定により配偶者同行休業をし、同第89条の規定により停職にされた場合又は外国の病院等に派遣された場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 6 前項における返納額は、当該各号に定める額とする。
 - 一 普通交通機関等に係る通勤手当 同項第2号に掲げる事由が発生した場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。
 - 二 新幹線鉄道等に係る通勤手当 同項第2号に掲げる事由が発生した場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額とする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
 - 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
 - イ ロに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関

等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

□ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 栃木県の関係例規及び通知等の例により定める期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1 箇月

8 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第5項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給期間を定めることができる。

一 就業規則第23条の規定により退職その他の離職をすること。

二 外国の病院等に派遣され、就業規則第57条の規定により育児休業をし、同第60条の規定により自己啓発等休業をし、同第61条の規定により配偶者同行休業をし、同第17条の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

9 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

10 第1項第3号に掲げる職員で有料の駐車場を併せて利用しているものに対して支給する通勤手当の額は、第2項の規定による通勤手当の額に、次の各号に定める額の合計額（その額が3,000円を超えるときは、3,000円）を加算した額とする。

一 駐車場を利用する交通の用具が四輪の自動車である場合 当該駐車場の1月当たりの利用料金の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が3,000円を超えるときは、3,000円とする。）

二 駐車場を利用する交通の用具が四輪の自動車以外のものである場合 当該駐車場の1月当たりの利用料金の2分の1の額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が500円を超えるときは、500円とする。）

11 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合

においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第9項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（単身赴任手当）

- 第21条 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病、子の養育、配偶者の就業その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定する通勤困難の基準は、栃木県職員の例により算定した距離とし、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 通勤距離が60キロメートル以上であること
 - 二 通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること
 - 3 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル（第18条の規定による地域手当が支給されている職員（栃木県に在勤する職員を除く。以下「地域手当支給職員」という。）にあつては60キロメートル）以上である職員にあつては、その額に、別表第13の左欄に掲げる交通距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を加算した額）とする。
 - 4 人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病、子の養育、配偶者の就業その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、前3項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 5 新たに第1項又は前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
 - 6 職員の配偶者が単身赴任手当又はこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。
 - 7 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第4項の職員たる要件を具備するに

至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項又は第4項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 8 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 9 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第1項又は第4項の職員要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。なお、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（特殊勤務手当） ⇒ 県準拠（職員の特殊勤務手当に関する条例第1条）

- 第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第14のとおりとする。
 - 3 同一の日に、特殊勤務手当の額が日額で定められている業務又は作業（以下「業務等」という。）の2以上の業務等に従事した場合は、1日につき当該業務等に従事した場合に支給する特殊勤務手当のうちいずれか最も高額の特務手当（それらの特殊勤務手当の額が同額の場合はいずれか一方の特務手当）を支給する。

（給与の減額）

- 第23条 職員が勤務しないときは、就業規則第40条及び第41条に規定する休日及び代休日又は同規則第47条に規定する超勤代休時間である場合、同規則第51条、第54条及び第55条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第30条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
 - 一 就業規則第57条第2項の規定による育児部分休業の承認
 - 二 就業規則第56条に規定による介護休暇の承認

- 三 就業規則第 56 条の 2 の規定による介護時間休暇の承認
 - 四 就業規則第 58 条の規定による修学部分休業の承認
 - 五 就業規則第 59 条の規定による高齢者部分休業の承認
- 3 前項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、前項第 1 号から第 3 号の承認を受けている職員については、第 30 条第 1 項の規定により算出した額とし、前項第 4 号及び第 5 号の承認を受けている職員については、給料の月額及びこれに対する地域手当、初任給調整手当並びに給料の特別調整額の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除した額とする。

(給与の減額方法)

- 第 24 条 減額すべき給与額の算定の基礎となる時間数は、その給与期間において勤務しなかった全時間数によって計算し、その時間数に 1 時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。
- 2 減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額並びに初任給調整手当及び給料の月額に対する地域手当に対応する額とし、それぞれその次の給与期間以降の給料並びに初任給調整手当及び地域手当から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給料並びに初任給調整手当及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

(超過勤務手当)

- 第 25 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする。
- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100 分の 125
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（週休日（就業規則第 36 条に規定する週休日をいう。以下同じ。）における勤務のうち次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日におけるものを除く。第 7 項において同じ。）の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 就業規則第 47 条に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- 4 第 1 項ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間については、前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第 1 項に規定する割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、就業規則第 38 条第 1 項の規定により、あらかじめ就業規則第 34 条及び第 37 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条に規定する休日給が支給された時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 6 育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員が、就業規則第 36 条第 2 項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が週 38 時間 45 分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。
- 7 第 2 項及び第 3 項の規定は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員の第 5 項に規定する超過勤務手当の支給について準用する。この場合において、第 2 項中「全時間」とあるのは「全時間（就業規則第 38 条第 1 項の規定により第 5 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員が割振り変更前の正

規の勤務時間を超えて勤務した時間（次条に規定する休日給が支給された時間を除く。）に限る。）と、「前項」とあるのは「第5項」と、「100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）」とあるのは「100分の50」と、第3項中「前項」とあるのは「第7項において準用する前項」と、「100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項」とあるのは「100分の50から第5項」と、「割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「割合」と読み替えるものとする。

（業務中旅行中における超過勤務及び休日勤務の取扱い）

第26条 業務による旅行（出張及び赴任を含む。）中の職員に係る次の各号に掲げる手当の支給については、当該各号の定めるところによる。

- 一 第25条第1項の規定による超過勤務手当 正規の時間を超えて勤務すべきことを理事長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。
- 二 第25条第5項の規定による超過勤務手当 変更後の勤務日の正規の勤務時間中に現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。
- 三 休日給 休日給の支給対象日の正規の勤務時間中勤務すべきことを理事長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。
- 四 管理職員特別勤務手当 週休日又は第27条第3項に規定する祝日法による休日等に臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務し、その勤務時間につき明確に証明できる職員に限り支給する。

（休日給）

第27条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。国又は県の行事の行われる日で理事長が指定する日において勤務した職員についても同様とする。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日給は、支給されない。
- 3 前2項において「休日」とは、就業規則第40条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「祝日法による休日等」という。）をいう。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる日をいう。
 - 一 就業規則第41条の規定による代休日（以下「代休日」という。）を指定された職員が、祝日法による休日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合 当該休日に代わる代休日

二 日曜日以外の日を週休日と定められている職員について、祝日法による休日が週休日に当たる場合 週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日（当該勤務日が代休日又は祝日法による休日等に当たるときは、当該代休日又は祝日法による休日等の直後の勤務日）

（夜勤手当）

第 28 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜勤手当として支給する。

（時間数の計算）

第 29 条 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間におけるそれぞれの全時間数（第 30 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を異にする部分があるとき又は超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数）によって計算し、この場合において、その時間数に 1 時間未満の端数を生じたときは、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 30 条 第 23 条の規定により勤務しない 1 時間につき給与から減額する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

2 第 25 条、第 27 条及び第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じて得た時間から当該年度における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び就業規則第 40 条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に 7 時間 45 分（再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員にあっては、7 時間 45 分に勤務割合を乗じて得た時間）を乗じて得た時間を減じて算出した年間の勤務時間で除した額とする。

（宿日直手当）

第 31 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、その勤務 1 回につき、当該各号に定める額の宿日直手当を支給する。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合には、当該各号に定める額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

- 一 就業規則第 49 条第 1 号に規定する勤務 4,300 円
- 二 就業規則第 49 条第 2 号に規定する勤務 21,000 円
- 三 就業規則第 49 条第 3 号に規定する勤務 7,200 円

2 前項の勤務は、第 25 条、第 27 条及び第 28 条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 32 条 第 15 条第 1 項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日（祝日法による休日等（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第 15 条第 1 項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる給料の特別調整額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

一 第 1 項に規定する場合

- イ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 1 種 12,000 円
- ロ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 2 種 10,000 円
- ハ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 3 種 8,000 円
- ニ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 4 種又は 5 種 6,000 円
- ホ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 6 種又は 7 種 4,000 円

二 第 2 項に規定する場合

- イ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 1 種 6,000 円
- ロ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 2 種 5,000 円
- ハ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 3 種 4,000 円
- ニ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 4 種又は 5 種 3,000 円
- ホ 別表第 8 の区分欄に定める区分が 6 種又は 7 種 2,000 円

4 第 1 項の勤務をした後、引き続きいて第 2 項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(期末手当)

第 33 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 35 条までにおいてこ

これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第35条においてこれらの日を「支給日」(これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日)という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第29条第1項第2号に該当して解雇され、又は死亡した職員(第38条第7項の規定の適用を受ける職員、基準日若しくは当該退職等をした日において無給の休職、刑事事件に係る休職、研修に係る休職、停職、育児休業(基準日以前6箇月以内に勤務した期間のあるものを除く。)、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員等を除く。)についても、同様とする。

- 一 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日
- 二 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 前項後段の規定にかかわらず、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者が基準日前1箇月以内に退職した後、引き続いて当該人事交流等の直前に在職していた特定一般地方独立行政法人(地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員退職手当規程第16条第5項第1号に規定する特定一般地方独立行政法人をいう。第36条の項において同じ。)の職員となった場合、期末手当は支給しない。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、栃木県職員の例による率を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 各給料表につき別表第15の職員欄に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額(別表第15-2の職員欄に掲げる職員にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務職員にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)に同表の職員欄に掲げる職員の区分に応じて当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合を乗じて得た額

を加算した額)を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

- 6 前2項による期末手当の計算の基礎となる給与月額(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額)は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - 一 休職者の場合は、第38条に規定する支給率を乗じない給与月額
 - 二 第23条第1項の規定に基づき給与が減額される場合は、減額前の給与月額
 - 三 懲戒処分により給与を減ぜられた場合には、減ぜられない給与月額
 - 四 外国の病院等に派遣される職員の場合には、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年栃木県条例第2号)第5条の規定により定められた支給割合を乗じない給与月額
- 7 第3項に規定する在職期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間(人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった場合は、当該人事交流等の直前に常勤職員として在職した期間を含む。)とする。ただし、次の各号に掲げる期間を除算する。
 - 一 自己啓発等休業職員として在職した期間の2分の1
 - 二 停職期間
 - 三 育児休業職員(当該育児休業で次に掲げるものを行っている者を除く。)として在職した期間の2分の1
 - イ 当該育児休業の期間の全部が育児休業等規程第4条の5に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業
 - ロ 当該育児休業の期間の全部が育児休業等規程第4条の5に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業
 - 四 育児短時間勤務職員として在職した期間について、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1
 - 五 修学部分休業、高齢者部分休業、配偶者同行休業又は研修休職職員として在職した期間の2分の1

(期末手当の不支給)

- 第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第89条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
 - 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第29条第1項第1号及び第3号の規定により解雇された職員

三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差し止め）

第35条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までに、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分があったことを知った日の翌日から起算して60日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、その旨を一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第33条第1項各号に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第29条第1項第2号に該当して解雇され、又は死亡した職員（基準日若しくは当該退職等をした日において休職（労働災害又は通勤災害による休職を除く。）、停職、育児休業（基準日以前6箇月以内に勤務した期間のあるものを除く。）、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員等を除く。）についても、同様とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者が基準日前1箇月以内に退職した後、引き続いて当該人事交流等の直前に在職していた特定一般地方独立行政法人となった場合、勤勉手当は支給しない。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第6項に規定する職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に理事長が別に定める職員の勤務成績による割合（栃木県職員の例による勤務成績による割合とする。）を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再雇用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に栃木県職員の例による率（第15条第1項に規定する職にある職員のうち給料の特別調整額に係る区分が一種から三種までの職員にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、栃木県職員の例による率）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再雇用職員等 当該再雇用職員等の勤勉手当基礎額に栃木県職員の例による率（特定幹部職員にあっては、栃木県職員の例による率）を乗じて得た額の総額

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 第33条第5項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第36条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第16に定める割合とする。この場合において、勤務期間は、給料表の適用を受ける職員として在職した期間（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった場合は、当該人事交流等の直前に常勤職員として在職した期間を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる期間（第7号から第11号までに掲げる期間がある場合は、それぞれの勤務しなかった期間又は給与を減額された期間を合算し、第7号から第11号までの規定を適用した場合に得られる期間）を除算する。
- 一 自己啓発等休業職員として在職した期間
 - 二 停職期間
 - 三 休職期間（労働災害又は通勤災害による休職期間及び研究職給料表若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち専ら研究に従事する職員（研究職給料表適用職員で職務の級が1級であるものを除く。）が、県と共同して、又は県の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職期間を除く。）
 - 四 育児休業職員として在職した期間（第33条第7項第三号イ及びロに掲げるものをしている者を除く。）
 - 五 育児短時間勤務職員として在職した期間について、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - 六 傷病休暇（労働災害又は通勤災害によるものを除く。）又は介護休業により勤務しなかった期間から第32条に規定する週休日及び休日並びに就業規則第47条の規定により割り振られた勤務時間の全部について就業規則第47条に規定する時間外勤務代休時間を指定された日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - 七 第23条第1項の規定により給与を減額された期間（その期間が7時間45分（育児短時間勤務職員、再雇用短時間勤務職員及び定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に算出率を乗じて得た時間）未満である場合を除く。）
 - 八 育児部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間
 - 九 修学部分休業、高齢者部分休業又は配偶者同行休業職員として在職した期間
 - 十 介護休暇（派遣先の介護休業を含む。）の承認を受けて勤務しなかった期間が週休日及び休日を除いて30日を超える場合には、その全期間
 - 十一 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - 十二 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合（労働災害又は通勤

災害による場合を除く。)には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

- 7 第33条第5項及び第6項並びに前2条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条第6項中「(給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額)」とあるのは「(給料の月額及びこれに対する地域手当の月額)」と、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外) ⇒ 県準拠(職員の給与に関する条例第21の3条)

第37条 第25条、第27条及び第28条の規定は、第15条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

- 2 第16条、第17条並びに第19条の規定は、再雇用職員等には適用しない。

(休職者の給与) ⇒ 県準拠(職員の給与に関する条例第22条)

第38条 職員が、労働災害又は通勤災害により就業規則第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が、結核性疾患にかかり就業規則第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により就業規則第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が、就業規則第17条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が就業規則第17条第3号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、労働災害又は通勤災害を受けたと認められるときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 職員が就業規則第17条第3号(前項に掲げる場合を除く。)及び第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

- 7 休職にされた職員には、他の規程に別段の定がない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

- 8 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第33条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第29条第1項第2号に該当して解雇され、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは、「第37条第8項」と読み替えるものとする。

(育児休業等の承認を受けた職員の給与)

第39条 育児休業職員（第33条第1項及び第36条第1項に規定する基準日以前6箇月以内に勤務した期間のある職員で当該各条の規定により期末手当及び勤勉手当が支給される職員を除く。）、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員の給与については、その休業の期間中、給与を支給しない。

(外国派遣職員の給与)

- 第40条 外国に派遣される派遣職員（以下「派遣職員」という。）のうち、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。
- 2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると理事長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
 - 3 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

(災害派遣手当)

- 第41条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する派遣された職員又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する派遣された職員（以下「災害応急対策等派遣職員」という。）が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、災害派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表第17に定める額を支給する。
- 2 月の一日から末日までを一つの計算期間とし、当該一つの計算期間の分についてその月の翌月の給料の支給定日に支給する。
 - 3 理事長は、前項に規定する災害応急対策等派遣職員の滞在した期間が短期間である場

合その他特別の事情により、その必要を認めるときは、前項の支給方法を変更することができる。

(武力攻撃災害等派遣手当)

第 42 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条に規定する派遣された職員が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、武力攻撃災害等派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表第 17 に定める額を支給する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定について準用する。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第 43 条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条に規定する派遣された職員が住所又は居所を離れて栃木県の区域内に滞在することを要する場合には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表第 17 に定める額を支給する。

2 第 41 条第 2 項及び第 3 項の規定について準用する。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第 44 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるほか、職員の給与に関する条例（昭和 27 年栃木県条例第 1 号）その他栃木県の関係例規及び通知等の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

2 法人の設立の日において、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の規定により栃木県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職等給料表
医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
医療職給料表（2）	医療職給料表（2）
医療職給料表（3）	医療職給料表（3）

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日に、引き続き栃木県の職員として昇格昇給をした場合の職務の級及び号給と同じ職務の級及び号給に決定するものとする。

(法人移行職員に係る給与の決定)

4 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇格、降格、昇給、期末手当及び勤勉手当に係る規程の適用に当たっては、施行日の前日までの栃木県職員としての在職期間、勤務成績等を法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。

5 施行日前に栃木県において行われた法人移行職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定については、法人において行ったものとみなす。

6 平成 30 年 4 月に支給される特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当の額の算定に当たっては、平成 30 年 3 月にとちぎリハビリテーションセンターに勤務した栃木県職員としての勤務実績を、法人職員としての勤務実績とみなす。

(派遣等職員の給与)

7 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年栃木県条例第 43 号）に基づき栃木県から法人に派遣された職員又は栃木県との間で締結された取決めに従って要請に応じて栃木県職員から引き続き法人の役員兼職員となった者の給与については、この規程の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例その他栃木県の関係例規、通知等の定めるところにより算定した額又は栃木県との協議により定めた額を支給する。

(初任給決定の特例)

8 新たに職員となった者で、採用前日まで地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター有期雇用職員就業規則第 3 条第 3 号から第 7 号に定める有期雇用職員又は栃木県の臨時的任用職員であった者（栃木県の臨時的任用職員であった者については法人の設立の日に採用される者に限る）については、採用の事情等を考慮して採用前日までの給与との均衡上必要があると認められるときは、第 5 条の規定にかかわらず採用前日に受けていた職務の級及び号給に相当する職務の級及び号給に決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 20 条の規定は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

2 第 4 条、第 6 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条及び第 31 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 19 条及び附則第 3 項の規定は令和 2 年 4 月 1 日から、第 20 条の規定は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条及び第 14 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 19 条の規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）の前日において同条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当にかかる住宅を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 19 条の規定にかかわらず、栃木県職員の例により住居手当を支給する。
 - イ 第 19 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - ロ 当該住居手当の月額に相当する額から改正後の第 19 条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、改正の日から施行し、改正後の別表 14 の規定は、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 第 20 条の規定は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条、第 6 条（別表第 5）及び第 14 条（別表第 7-2、7-3）の規定は、令和

4年4月1日から、第33条及び第36条第6項第4号の規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第8条第1項及び同条第2項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター有期雇用職員就業規則第3条に規定する職員
 - (2) 就業規則第13条の3第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第13条の2に規定する職を占める職員
 - (3) 就業規則第25条のただし書きに規定する職員
 - (4) 就業規則第26条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（就業規則第23条第1項第2号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年6月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 第4条及び第16条の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 第20条の規定は、令和6年1月1日から施行する。
- 3 前項以外の規定は、令和5年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年12月20日から施行する。ただし、別表第12の規定は令和7年1月1日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2-1、別表第2-2及び別表第9の規定は令和6年4月1日から適用する。

別表第1 給料表 (第4条関係)

事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級

1級															
号給	給料月額														
1	183,500														
2	184,600														
3	185,800														
4	186,900														
5	188,000														
6	189,700														
7	191,300														
8	192,900														
9	194,500														
10	196,200														
11	197,800														
12	199,400														
13	201,000														
14	202,700														
15	204,400														
16	206,100														
17	207,400														
18	209,000														
19	210,600														
20	212,100														
21	213,600														
22	215,200														
23	216,800														
24	218,400														
25	220,000														
26	221,700														
27	223,000														
28	224,300														
29	225,600														
30	226,700														
31	227,800	2級													
32	228,900	号給	給料月額												
33	230,000	1	230,000												
34	231,100	2	231,500												
35	232,200	3	233,000												
36	233,300	4	234,500												
37	234,400	5	236,000												
38	235,400	6	237,500												
39	236,400	7	239,000												
40	237,300	8	240,500												
41	238,200	9	242,000												
42	239,100	10	243,400												
43	239,900	11	244,800												
44	240,700	12	246,200												
45	241,400	13	247,400												
46	242,000	14	248,600												
47	242,600	15	249,800												
48	243,200	16	251,000	号給	給料月額										
49	243,800	17	252,100	1	261,300										
50	244,400	18	253,200	2	262,300										
51	245,000	19	254,300	3	263,300										
52	245,500	20	255,400	4	264,300										
53	246,000	21	256,400	5	265,300										
54	246,400	22	257,400	6	266,300										
55	246,700	23	258,400	7	267,300										
56	247,000	24	259,400	8	268,300										

事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級

65	289,000	45	311,700	29	328,000	21	341,500	13	355,200	1	373,400
66	289,600										
67	290,100	46	313,000	30	329,700	22	343,100	14	356,900	2	376,000
68	290,700										
69	291,200	47	314,300	31	331,400	23	344,700	15	358,500	3	378,300
70	291,700										
71	292,300	48	315,400	32	333,000	24	346,200	16	360,100	4	380,500
72	292,900										
73	293,400	49	316,300	33	334,200	25	347,600	17	361,700	5	382,400
74	293,900										
75	294,300										
76	294,600										
77	294,800	50	317,600	34	336,100	26	349,300	18	363,500	6	384,700
78	295,100										
79	295,300										
80	295,600										
81	295,800	51	318,900	35	337,800	27	350,900	19	365,000	7	386,800
82	296,000										
83	296,300										
84	296,500										
85	296,800	52	320,200	36	339,400	28	352,500	20	366,600	8	388,800
86	297,100										
87	297,400										
88	297,700										
89	298,000	53	321,400	37	340,900	29	353,700	21	368,000	9	390,800
90	298,300										
91	298,600										
92	299,000										
93	299,200										
94	299,400	54	322,700	38	342,500	30	355,200	22	369,600	10	393,100
95	299,700										
96	300,100										
97	300,300										
98	300,600										
99	301,000	55	323,900	39	344,100	31	356,700	23	371,200	11	395,300
100	301,400										
101	301,600										
102	301,900										
103	302,200										
104	302,500	56	325,100	40	345,700	32	358,200	24	372,700	12	397,500
105	302,700										
106	303,000										
107	303,300										
108	303,600										
109	303,800										
110	304,200	57	326,400	41	347,400	33	359,900	25	374,600	13	399,700
111	304,600										
112	304,900										
113	305,100										
114	305,300										
115	305,600										
116	306,000	58	327,500	42	349,200	34	361,700	26	376,500	14	402,000
117	306,200										
118	306,400										
119	306,700										
120	307,000										
121	307,400										
122	307,600	59	328,600	43	351,000	35	363,400	27	378,400	15	404,200
123	307,900										
124	308,200										
125	308,500										
60	329,700	44	352,800	36	365,100	28	380,200	16	406,500	4	422,900

8級	
号給	給料月額
1	415,600
2	418,000
3	420,500
4	422,900

事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級

61	330,400	45	354,300	37	366,500	29	381,700	17	408,300	5	424,800
62	331,300										
63	332,000										
64	332,800	46	355,700	38	367,800	30	383,500	18	410,200	6	426,900
65	333,600										
66	334,000										
67	334,600	47	357,100	39	369,000	31	385,200	19	412,100	7	429,000
68	335,300										
69	336,100										
70	336,800	48	358,500	40	370,400	32	386,800	20	413,900	8	431,200
71	337,500										
72	338,100										
73	338,600	49	360,000	41	371,500	33	388,500	21	415,700	9	433,100
74	339,200										
75	339,700										
76	340,300	50	360,800	42	372,400	34	389,900				
77	340,600										
78	341,100										
79	341,500	51	361,800	43	373,400	35	391,300	22	417,500	10	435,200
80	341,900										
81	342,300										
82	342,800	52	362,800	44	374,500	36	392,700				
83	343,300										
84	343,800										
85	344,100	53	363,700	45	375,300	37	394,100	23	419,300	11	437,300
86	344,500										
87	344,900										
88	345,300										
89	345,600	54	364,800	46	376,200	38	395,300				
90	346,000										
91	346,400										
92	346,800										
93	347,000	55	365,700	47	377,100	39	396,500	24	421,100	12	439,200
94	347,400										
95	347,800										
96	348,200										
97	348,400										
98	348,800	56	366,700	48	377,900	40	397,500				
99	349,200										
100	349,500										
101	349,800										
102	350,200										
103	350,600	57	367,600	49	378,700	41	398,600	25	422,700	13	440,900
104	351,000										
105	351,500										
106	351,900										
107	352,300										
108	352,700	58	368,300	50	379,500						
109	353,200										
110	353,600										
111	353,900										
112	354,200										
113	354,700	59	369,000	51	380,300	42	399,800				
		60	369,600	52	381,000						
		61	370,000	53	381,700	43	400,900	26	424,200	14	442,700
		62	370,600	54	382,400						
		63	371,300	55	383,100	44	402,000				
		64	372,000	56	383,800						
		65	372,300	57	384,300	45	402,700	27	425,700	15	444,600
		66	373,000	58	384,900						
		67	373,700	59	385,500	46	403,400				
		68	374,300	60	386,200						
		69	374,600	61	386,600	47	404,100	28	427,200	16	446,500
		70	375,100	62	387,200						
		71	375,700	63	387,800	48	404,800				
		72	376,300	64	388,300						

9級
号給 給料月額

事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級

73	376,600	65	388,700	49	405,400	29	428,700	17	448,300	1	465,500
74	377,200	66	389,300								
75	377,900	67	389,900	50	406,000						
76	378,500	68	390,400								
77	378,900										
78	379,400										
79	380,000										
80	380,500										
81	381,000	69	390,800								
82	381,600										
83	382,100										
84	382,400										
85	382,800										
86	383,300	70	391,300								
87	383,700										
88	384,100										
89	384,500	71	391,800								
90	385,000	72	392,400								
91	385,400	73	392,700								
92	385,800	74	393,100								
93	386,100	75	393,500								
		76	393,900								
		77	394,200	51	406,500						
		78	394,500								
		79	394,800								
		80	395,000								
		81	395,200								
		82	395,500								
		83	395,800								
		84	396,000								
		85	396,200								
		86	396,500								
		87	396,800								
		88	397,000								
		89	397,200	52	406,900						
		90	397,500								
		91	397,800								
		92	398,000								
		93	398,200	53	407,300	30	430,000	18	450,100	2	468,600
				54	407,500						
				55	407,800						
				56	408,100						
				57	408,400	31	431,300	19	451,900	3	471,600
				58	408,700						
				59	409,000						
				60	409,300						
				61	409,500						
				62	409,800						
				63	410,100						
				64	410,400						
				65	410,600						
				66	410,900						
				67	411,200						
				68	411,500	32	432,500	20	453,600	4	474,600
				69	411,700						
				70	412,000						
				71	412,300						
				72	412,500						
				73	412,700						
				74	413,000						
				75	413,300						
				76	413,500						
				77	413,700						
				78	414,000						
				79	414,300						
				80	414,500						

事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級

81	414,700	33	433,700	21	455,400	5	477,600
82	415,000						
83	415,300	34	435,000	22	456,900	6	480,600
84	415,500						
85	415,700	35	436,300	23	458,300	7	483,600
		36	437,500	24	459,800	8	486,700
		37	438,700	25	461,200	9	489,400
		38	439,500				
		39	440,300	26	462,500	10	492,500
		40	441,100				
		41	441,700	27	463,800	11	495,500
		42	442,300				
		43	442,900	28	465,000	12	498,600
		44	443,500				
		45	444,200				
		46	445,000				
		47	445,400				
		48	446,100	29	466,000	13	501,300
		49	446,600				
		50	447,000				
		51	447,400				
		52	447,800				
		53	448,200	30	466,700		
		54	448,600				
		55	449,000				
		56	449,300				
		57	449,600				
		58	450,000	31	467,400		
		59	450,300				
		60	450,600				
		61	450,900				
				32	468,100		
				33	468,800		
				34	469,500	14	503,600
				35	470,100		
				36	470,700		
				37	471,200		
				38	471,800		
				39	472,400	15	505,900
				40	473,000		
				41	473,500		
				42	474,000		
				43	474,400		
				44	474,700	16	508,200
				45	475,000		
						17	510,200
						18	511,600
						19	513,100
						20	514,500
						21	515,700
						22	517,100
						23	518,600
						24	520,100
						25	521,200
						26	522,300
						27	523,500
						28	524,700
						29	525,700
						30	526,600
						31	527,500
						32	528,400

事務職等給料表 (この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。)

1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級

33	529,200
34	530,100
35	530,800
36	531,300
37	532,000
38	532,600
39	533,400
40	534,000
41	534,500

再雇用職員	1級	2級	3級	4級	5級
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900
	6級	7級	8級	9級	
	320,600	362,700	396,200	448,000	
定年前再雇用短時間勤務職員	1級	2級	3級	4級	5級
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900
	6級	7級	8級	9級	
	320,600	362,700	396,200	448,000	

※再雇用短時間勤務職員の給料月額は、再雇用職員の給料表にある金額に勤務割合（週当たりの勤務時間／38時間45分）を乗じて得た額とし、1円未満の端数は切り捨てる。他の給料表において同様。

別表第2-1 給料表（第4条関係）

医療職給料表（1）

（この表は、医師及び歯科医師に適用する。）

1級		2級		3級		4級	
1級							
号給	給料月額						
1	291,400						
2	293,700						
3	296,000						
4	298,200						
5	300,300						
6	303,800						
7	307,300						
8	310,700						
9	314,100						
10	317,600						
11	321,000						
12	324,400						
13	327,800						
14	331,300						
15	334,700						
16	338,100						
17	341,500						
18	344,600						
19	347,700	2級					
20	350,800	号給	給料月額				
21	354,000	1	370,000				
22	357,100	2	372,600				
23	360,200	3	375,100				
24	363,200	4	377,600				
25	366,200	5	380,100				
26	368,500	6	382,800				
27	370,800	7	385,500				
28	373,000	8	388,100				
29	374,900	9	390,200				
30	376,600	10	392,700				
31	378,300	11	395,200				
32	380,100	12	397,700				
33	381,900	13	400,300				
34	383,700	14	403,000				
35	385,300	15	405,600	3級			
36	386,700	16	408,100	号給	給料月額		
37	388,100	17	410,500	1	426,700		
38	389,600	18	412,700	2	428,700		
39	391,100	19	414,800	3	430,700		
40	392,600	20	416,900	4	432,600		
41	394,100	21	419,000	5	434,500		
42	394,800	22	420,500	6	436,100		
43	395,400	23	422,000	7	437,700		
44	396,100	24	423,500	8	439,300		
45	397,000	25	424,900	9	440,900		
46	397,600						
47	398,200	26	426,400	10	442,700		
48	398,800						
49	399,400	27	427,900	11	444,500		
50	399,900						
51	400,400	28	429,300	12	446,300		
52	400,900						
53	401,400	29	430,700	13	448,100		
54	401,800						
55	402,200						
56	402,600						
57	403,000	30	432,200	14	449,900		
58	403,400						
59	403,800						
60	404,200						

医療職給料表（1）

（この表は、医師及び歯科医師に適用する。）

1 級

2 級		3 級		4 級	
88	488,700	50	513,000	26	531,000
89	489,200				
90	489,800				
91	490,400				
92	490,800				
93	491,300	51	514,300	27	532,800
94	491,900				
95	492,500				
96	493,000				
97	493,500				
		52	515,600	28	534,600
		53	516,600	29	536,200
		54	517,900	30	538,000
		55	519,200	31	539,800
		56	520,500	32	541,500
		57	521,500	33	543,100
		58	522,300	34	544,900
		59	523,100	35	546,600
		60	523,900	36	548,300
		61	524,800	37	549,800
		62	525,600		
		63	526,400	38	551,400
		64	527,100		
		65	527,900	39	552,800
		66	528,700		
		67	529,400	40	554,400
		68	530,300		
		69	531,200	41	555,900
		70	532,000		
		71	532,900	42	557,300
		72	533,800		
		73	534,600		
		74	535,500		
		75	536,400	43	558,700
		76	537,100		
		77	537,900		
		78	538,800		
		79	539,700	44	560,000
		80	540,600		
		81	541,400		
		82	542,300		
		83	543,200	45	561,200
		84	544,100		
		85	544,900		
		86	545,800		
		87	546,700	46	562,200
		88	547,600		
		89	548,400	47	563,200
				48	564,200
				49	565,200
				50	566,100
				51	567,000
				52	567,900
				53	568,700
				54	569,600
				55	570,500
				56	571,400
				57	572,300
				58	573,200
				59	574,100
				60	574,800
				61	575,700

医療職給料表（1）

（この表は、医師及び歯科医師に適用する。）

1 級

2 級

3 級

4 級

62	576,600
63	577,500
64	578,400
65	579,300

再雇用職員	1 級	2 級
	301,700	344,400
	3 級	4 級
	399,500	473,300
定年前再雇用短時間勤務職員	1 級	2 級
	301,700	344,400
	3 級	4 級
	399,500	473,300

医療職給料表（2）

（この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
61	250,100	35	262,700	19	274,200	7	283,400						
62	250,400												
63	250,700												
64	251,000												
65	251,300	36	263,500	20	275,000	8	284,100						
66	251,600												
67	251,900												
68	252,200												
69	252,500	37	264,400	21	275,800	9	284,800						
70	252,800												
71	253,100												
72	253,300												
73	253,500	38	265,200	22	276,600	10	285,500						
74	253,800												
75	254,100												
76	254,300												
77	254,500	39	266,000	23	277,400	11	286,200						
78	254,800												
79	255,100												
80	255,300												
81	255,500	40	266,800	24	278,200	12	287,000						
82	255,800												
83	256,100												
84	256,300												
85	256,500	41	267,600	25	279,000	13	287,800						
86	256,800												
87	257,100												
88	257,300												
89	257,500	42	268,400	26	279,900	14	288,600						
90	257,800												
91	258,100												
92	258,300												
93	258,500	43	269,200	27	280,800	15	289,400						
94	258,800												
95	259,100												
96	259,300												
97	259,500	44	270,000	28	281,600	16	290,100						
98	259,800												
99	260,100												
100	260,300												
101	260,500	45	270,700	29	282,400	17	290,800						
102	260,800												
103	261,100												
104	261,300												
105	261,500	46	271,500	30	283,300	18	291,900						
106	261,800												
107	262,100												
108	262,300												
109	262,500	47	272,300	31	284,200	19	293,000						
110	262,800												
111	263,100												
112	263,300												
113	263,500	48	273,100	32	285,000	20	294,200						
114	263,800												
115	264,100												
116	264,300												
117	264,500	49	273,800	33	285,800	21	295,400						
118	264,800												
119	265,100												
120	265,300												
121	265,500	50	274,600	34	286,900	22	296,600						
122	265,800												
123	266,100												
124	266,300												
125	266,500	51	275,300	35	287,900	23	297,800						
126	266,800												
127	267,100												
128	267,300												
129	267,500	52	276,000	36	288,900	24	299,000						
130	267,800												
131	268,100												
132	268,300												
133	268,500	53	276,700	37	289,900	25	300,200						
134	268,800												
135	269,100												
136	269,300												
137	269,500	54	277,400	38	291,000	26	301,400						
138	269,800												
139	270,100												
140	270,300												
141	270,500	55	278,100	39	292,000	27	302,600						
142	270,800												
143	271,100												
144	271,300												
145	271,500	56	278,800	40	293,000	28	303,800						
146	271,800												
147	272,100												
148	272,300												
149	272,500	57	279,500	41	294,000	29	305,000						
150	272,800												
151	273,100												
152	273,300												
153	273,500	58	280,200	42	295,000	30	306,200						
154	273,800												
155	274,100												
156	274,300												
157	274,500	59	280,900	43	296,000	31	307,300						
158	274,800												
159	275,100												
160	275,300												
161	275,500	60	281,500	44	297,000	32	308,500						
162	275,800												
163	276,100												
164	276,300												
165	276,500	61	282,100	45	298,000	33	309,800						
166	276,800												
167	277,100												
168	277,300												
169	277,500	62	282,800	46	299,200	34	311,000						
170	277,800												
171	278,100												
172	278,300												
173	278,500	63	283,500	47	300,300	35	312,200						
174	278,800												
175	279,100												
176	279,300												
177	279,500	64	284,100	48	301,400	36	313,400						
178	279,800												
179	280,100												
180	280,300												
181	280,500	65	284,700	49	302,500	37	314,600						
182	280,800												
183	281,100												
184	281,300												
185	281,500	66	285,400	50	303,600	38	315,700						
186	281,800												
187	282,100												
188	282,300												
189	282,500	67	286,100	51	304,700	39	316,900						
190	282,800												
191	283,100												
192	283,300												
193	283,500	68	286,700	52	305,800	40	318,100						
194	283,800												
195	284,100												
196	284,300												
197	284,500	69	287,300	53	306,900	41	319,300						
198	284,800												
199	285,100												
200	285,300												
201	285,500	70	288,000	54	308,000	42	320,600						
202	285,800												
203	286,100												
204	286,300												
205	286,500	71	288,700	55	309,100	43	321,900						
206	286,800												
207	287,100												
208	287,300												
209	287,500	72	289,300	56	310,200	44	323,100						
210	287,800												
211	288,100												
212	288,300												
213	288,500	73	289,900	57	311,300	45	324,300						
214	288,800												
215	289,100												
216	289,300												
217	289,500	74	290,400	58	312,400	46	325,500						
218	289,800												
219	290,100												
220	290,300												
221	290,500	75	290,400	59	313,500	47	326,700						
222	290,800												
223	291,100												
224	291,300												
225	291,500	76	291,200	60	314,600	48	327,900						
226	291,800												
227	292,100												
228	292,300												
229	292,500	77	292,000	61	315,700	49	329,100						
230	292,800												
231	293,100												
232	293,300												
233	293,500	78	292,800	62	316,800	50	330,300						
234	293,800												
235	294,100												
236	294,300												
237	294,500	79	293,600	63	317,900	51	331,500						
238	294,800												
239	295,100												
240	295,300												
241	295,500	80	294,400	64	319,000	52	332,700						
242	295,800												
243	296,100												
244	296,300												
245	296,500	81	295,200	65	320,100	53	333,900						
246	296,800												
247	297,100												
248	297,300												
249	297,500	82	296,000	66	321,200	54	335,100						
250	297,800												
251	298,100												
252	298,300												
253	298,500	83	296,800	67	322,300	55	336,300						
254	298,800												
255	299,100												
256	299,300												
257	299,500	84	297,600	68	323,400	56	337,500						
258	299,800												
259	300,100												
260	300,300												
261	300,500	85	298,400	69	324,500	57	338,700						
262	300,800												
263	301,100												
264	301,300												
265	301,500	86	299,200	70	325,600	58	339,900						
266	301,800												
267	302,100												
268	302,300												
269	302,500	87	299,900	71	326,700	59	341,100						
270	302,800												
271	303,100												
272	303,300												
273	303,500	88	300,700	72	327,800	60	342,300						
274	303,800												
275	304,100												
276	304,300												
277	304,500	89	301,500	73	328,900	61	343,500						
278	304,800												
279	305,100												
280	305,300												
281	305,500	90	302,300	74	330,000	62	344,700						
282	305,800												
283	306,100												
284	306,300												
285	306,500	91	303,100	75	331,100	63	345,900						
286	306,800												
287	307,100												
288	307,300												
289	307,500	92	303,900	76	332,200	64	347,100						
290	307,800												
291	308,100												
292	308,300												
293	308,500	93	304,700	77	333,300	65	348,300						
294	308,800												
295	309,100												
296	309,300												
297	309,500	94	305,500	78	334,400	66	349,500						
298	309,800												
299	310,100												
300	310,300												
301	310,500	95	306,300	79	335,500	67	350,700						
302	310,800												
303	311,100												
304	311,300												
305	311,500	96	307,100	80	336,600	68	351,900						
306	311,800												
307	312,100												
308	312,300												
309	312,500	97	307,900	81	337,700	69	353,100						
310	312,800												
311	313,100												
312	313,300												
313	313,500	98	308,700	82	338,800	70	354,300						
314	313,800												
315	314,100												
316	314,300												
317	314,500	99	309,500	83	339,900	71	355,500						
318	314,800												
319	315,100												
320	315,300												
321	315,500	100	310,300	84	341,000	72	3						

医療職給料表（2）

（この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
77	291,600	57	311,200	45	324,000	29	344,900	13	360,700				
78	291,900												
79	292,200	58	312,200	46	325,200	30	346,400	14	362,400				
80	292,500												
81	292,800	59	313,200	47	326,400	31	347,900	15	364,000				
82	293,100												
83	293,400	60	314,200	48	327,600	32	349,400	16	365,600				
84	293,700												
85	293,900	61	315,200	49	328,700	33	350,900	17	367,200				
86	294,100												
87	294,300												
88	294,500												
89	294,900												
90	295,100												
91	295,300												
92	295,500	62	316,200	50	329,700								
93	295,900												
94	296,100												
95	296,300												
96	296,600												
97	296,900												
98	297,100												
99	297,300	63	317,200	51	330,700	34	352,400	18	368,800	1	379,500		
100	297,600									2	381,800		
101	297,900												
102	298,100												
103	298,300												
104	298,600												
105	298,900												
		64	318,100	52	331,600								
		65	319,000	53	323,500	35	353,900	19	370,400	3	384,100		
		66	319,800	54	333,500								
		67	320,500	55	334,500	36	355,300	20	372,000	4	386,400		
		68	321,200	56	335,400								
		69	321,800	57	335,900	37	356,700	21	373,600	5	388,700		
		70	322,500	58	336,800	38	358,300	22	375,600	6	391,300		
		71	323,100	59	337,500	39	359,800	23	377,600	7	393,900		
		72	323,700	60	338,400	40	361,300	24	379,600	8	396,500		
		73	324,300	61	339,100	41	362,500	25	381,000	9	398,600		
		74	324,500										
		75	325,000	62	339,400								
		76	325,500										
		77	326,100	63	339,900								
		78	326,600										
		79	327,100	64	340,500	42	363,600	26	382,700	10	400,800		
		80	327,500										
		81	328,100	65	341,100								
		82	328,600										
		83	329,000	66	341,800								
		84	329,500										
		85	330,000	67	342,500	43	364,800	27	384,400	11	403,000		
		86	330,400										
		87	330,600	68	343,100								
		88	330,900										
		89	331,300	69	343,800								
		90	331,700	70	344,300	44	365,900	28	386,100	12	405,200		
		91	332,000	71	344,900								
		92	332,300	72	345,500								

医療職給料表（2）

（この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に適用する。）

1級

2級

3級		4級		5級		6級		7級	
93	332,600	73	345,800	45	366,900	29	387,800	13	407,200
94	332,800								
95	333,200	74	346,400						
96	333,500								
97	333,700								
98	334,000								
99	334,300								
100	334,600								
101	334,800								
102	335,100								
103	335,400								
104	335,600								
105	335,800								
106	336,000								
107	336,400								
108	336,600								
109	336,800								
110	337,200								
111	337,600								
112	338,000								
113	338,200								
		75	346,900						
		76	347,400						
		77	347,900	46	367,700	30	389,300	14	409,200
		78	348,400						
		79	348,900						
		80	349,300						
		81	349,600	47	368,700	31	390,800	15	411,200
		82	349,900						
		83	350,100						
		84	350,400						
		85	350,900	48	369,800	32	392,300	16	413,200
		86	351,200						
		87	351,500						
		88	351,800						
		89	352,200						
		90	352,500						
		91	352,800	49	370,800	33	393,600	17	415,000
		92	353,100						
		93	353,500						
		94	353,800						
		95	354,100						
		96	354,400						
		97	354,700	50	371,800				
		98	355,100						
		99	355,500						
		100	355,900						
		101	356,400						
		102	356,800						
		103	357,200	51	372,800	34	394,900	18	416,900
		104	357,600						
		105	358,100						
				52	373,700				
				53	374,500	35	396,200	19	418,800
				54	375,300				
				55	376,200	36	397,300	20	420,600
				56	377,000				

医療職給料表（2）

（この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に適用する。）

1級

2級

3級

4級

5級

6級

7級

57	377,500	37	398,400	21	422,400
58	378,300				
59	379,100				
60	379,900	38	399,500		
61	380,300				
62	381,000				
63	381,700	39	400,600	22	424,000
64	382,300				
65	382,700				
66	383,200	40	401,700		
67	383,800				
68	384,400				
69	384,800				
70	385,300	41	402,500	23	425,600
71	385,800				
72	386,300				
73	386,900				
74	387,400	42	403,300		
75	388,000				
76	388,600				
77	389,100				
78	389,600	43	404,100	24	427,100
79	390,100				
80	390,600				
81	390,900				
82	391,400	44	404,900		
83	391,800				
84	392,200				
85	392,600				
		45	405,300	25	428,600
		46	405,900		
		47	406,400		
		48	406,800		
		49	407,200		
		50	407,400		
		51	407,700	26	429,900
		52	408,000		
		53	408,300		
		54	408,600		
		55	408,900		
		56	409,200		
		57	409,400	27	431,200
		58	409,700		
		59	410,000		
		60	410,300		
		61	410,500		
		62	410,800		
		63	411,100	28	432,500
		64	411,400		
		65	411,600		
				29	433,800
				30	435,000
				31	436,200
				32	437,300
				33	438,500
				34	439,600
				35	440,800
				36	442,000
				37	443,100
				38	443,900
				39	444,300
				40	445,000
				41	445,500
				42	445,900
				43	446,300
				44	446,700

医療職給料表（2）

（この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に適用する。）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再雇用職員	1級	2級	3級	4級			
	193,000	219,600	248,100	261,700			
	5級	6級	7級				
	287,300	328,400	371,000				
定年前再雇用短時間勤務職員	1級	2級	3級	4級			
	193,000	219,600	248,100	261,700			
	5級	6級	7級				
	287,300	328,400	371,000				

45	447,100
46	447,500
47	447,900
48	448,200
49	448,500
50	448,900
51	449,200
52	449,500
53	449,800

医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
1級													
号給	給料月額												
1	207,700												
2	209,600												
3	211,400												
4	213,100												
5	214,800												
6	216,700												
7	218,500												
8	220,200												
9	221,900												
10	223,900												
11	225,800												
12	227,700												
13	229,600												
14	231,600												
15	233,600	2級											
16	235,600	号給	給料月額										
17	237,600	1	240,600										
18	239,600	2	242,800										
19	241,700	3	245,000										
20	243,700	4	247,200										
21	245,600	5	249,400										
22	246,800	6	250,400										
23	248,000	7	251,300										
24	249,100	8	252,200										
25	250,200	9	253,100										
26	251,100	10	254,300										
27	252,000	11	255,400										
28	252,900	12	256,300										
29	253,700	13	257,100										
30	254,500	14	257,800										
31	255,200	15	258,500										
32	255,900	16	259,400										
33	256,700	17	260,500										
34	257,500	18	261,600										
35	258,300	19	262,700										
36	259,000	20	263,800										
37	259,700	21	264,900										
38	260,600	22	266,000										
39	261,500	23	267,100	3級									
40	262,300	24	268,200	号給	給料月額								
41	263,100	25	269,200	1	277,600								
42	264,000	26	270,300	2	278,700								
43	264,800	27	271,400	3	279,800								
44	265,600	28	272,400	4	280,800								
45	266,400	29	273,400	5	281,800								
46	267,100	30	274,100	6	282,300								
47	267,800	31	274,800	7	282,800								
48	268,400	32	275,500	8	283,300								
49	269,000	33	276,200	9	283,800								
50	269,500	34	276,800	10	284,300								
51	270,000	35	277,300	11	284,800	4級							
52	270,400	36	277,800	12	285,300	号給	給料月額						
53	270,800	37	278,300	13	285,800	1	293,000						
54	271,300	38	278,900	14	286,300	2	293,600						
55	271,800	39	279,400	15	286,800	3	294,200						
56	272,200	40	279,900	16	287,300	4	294,700						
57	272,600	41	280,300	17	287,800	5	295,200						
58	273,000	42	280,800	18	288,300	6	295,800						
59	273,400	43	281,300	19	288,800	7	296,400						
60	273,800	44	281,800	20	289,300	8	296,900						
61	274,200	45	282,300	21	289,800	9	297,400						
62	274,600	46	282,800	22	290,300	10	298,000						
63	275,000	47	283,300	23	290,800	11	298,600						
64	275,400	48	283,800	24	291,300	12	299,100						
65	275,800	49	284,300	25	291,800	13	299,600						
66	276,200	50	284,800	26	292,300	14	300,200						
67	276,600	51	285,300	27	292,800	15	300,800	5級					
68	277,000	52	285,800	28	293,300	16	301,300	号給	給料月額				
69	277,400	53	286,300	29	293,800	17	301,800	1	310,300				
70	277,900	54	286,800	30	294,400	18	302,500	2	311,500				
71	278,400	55	287,300	31	295,200	19	303,200	3	312,700				
72	278,800	56	287,800	32	296,000	20	303,900	4	313,800				
73	279,200	57	288,300	33	296,700	21	304,600	5	314,900				
74	279,800	58	289,100	34	297,500	22	305,500	6	316,000				
75	280,400	59	289,900	35	298,300	23	306,400	7	317,100				

医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
76	280,900	60	290,600	36	299,100	24	307,300	8	318,200				
77	281,400	61	291,300	37	299,800	25	308,100	9	319,300				
78	282,000	62	292,200	38	300,600	26	309,000	10	320,300				
79	282,600	63	293,100	39	301,400	27	309,900	11	321,300				
80	283,100	64	293,900	40	302,100	28	310,800	12	322,300				
81	283,600	65	294,700	41	302,900	29	311,600	13	323,300				
82	284,100												
83	284,600	66	295,600	42	303,700	30	312,500	14	324,500				
84	285,100												
85	285,600	67	296,400	43	304,500	31	313,400	15	325,700				
86	286,100												
87	286,600	68	297,200	44	305,300	32	314,300	16	326,900				
88	287,100												
89	287,600	69	298,000	45	306,000	33	315,100	17	328,000				
90	288,100	70	298,900	46	307,000	34	316,200	18	329,200				
91	288,600	71	299,800	47	308,000	35	317,300	19	330,300				
92	289,100	72	300,700	48	308,900	36	318,400	20	331,400				
93	289,600	73	301,600	49	309,800	37	319,500	21	332,500				
94	290,200												
95	290,800	74	302,500	50	310,800	38	320,600	22	333,700				
96	291,400												
97	292,000	75	303,400	51	311,800	39	321,700	23	334,800				
98	292,500												
99	293,000	76	304,300	52	312,700	40	322,800	24	335,900				
100	293,500												
101	294,000	77	305,100	53	313,600	41	323,900	25	337,000				
102	294,500												
103	295,000	78	306,100	54	314,600	42	325,100	26	338,200				
104	295,400												
105	295,800	79	307,100	55	315,600	43	326,200	27	339,300				
106	296,300												
107	296,800	80	308,000	56	316,600	44	327,300	28	340,400				
108	297,100												
109	297,300	81	308,500	57	317,400	45	328,100	29	341,500				
110	297,600												
111	297,800												
112	298,100												
113	298,400	82	309,400	58	318,400	46	329,200	30	342,700				
114	298,600												
115	298,900												
116	299,100												
117	299,400	83	310,300	59	319,400	47	330,300	31	343,800				
118	299,700												
119	300,000												
120	300,300												
121	300,600	84	311,100	60	320,300	48	331,300	32	344,900				
122	301,000												
123	301,300												
124	301,600												
125	301,800	85	311,900	61	321,200	49	332,300	33	346,000				
126	302,000												
127	302,300												
128	302,700	86	312,900	62	322,200	50	333,300	34	347,300				
129	302,900												
130	303,200												
131	303,600	87	313,900	63	323,200	51	334,300	35	348,600				
132	304,000												
133	304,200												
134	304,500	88	314,900	64	324,100	52	335,300	36	349,900				
135	304,800												
136	305,100												
137	305,300	89	315,800	65	325,000	53	336,500	37	351,100				
138	305,600												
139	305,900												
140	306,200												
141	306,400	90	316,900	66	326,200	54	337,800	38	352,600				
142	306,800												
143	307,200												
144	307,500												
145	307,700	91	317,900	67	327,400	55	339,000	39	354,100				
146	307,900												
147	308,200												
148	308,600												
149	308,800	92	318,900	68	328,600	56	340,200	40	355,600				
150	309,000												
151	309,300												
152	309,600												

医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
153	310,000	93	319,700	69	329,300	57	341,100	41	356,800	21	376,600	5	391,100
154	310,200												
155	310,400												
156	310,700												
157	311,000	94	320,400	70	330,400	58	342,300	42	358,300	22	378,700	6	393,300
158	311,300												
159	311,600												
160	311,900												
161	312,300	95	321,100	71	331,500	59	343,400	43	359,700	23	380,800	7	395,600
162	312,600												
163	312,900												
164	313,200												
165	313,600	96	321,700	72	332,400	60	344,700	44	361,100	24	382,800	8	397,900
166	313,900												
167	314,200												
168	314,500												
169	314,900	97	322,200	73	333,500	61	345,700	45	362,500	25	384,700	9	399,800
		98	322,500	74	334,200	62	346,600	46	363,500	26	386,300	10	401,900
		99	323,100	75	335,300	63	347,700	47	364,900	27	388,100	11	404,100
		100	323,700	76	336,400	64	348,900	48	366,200	28	389,900	12	406,300
		101	324,100	77	337,500	65	350,000	49	367,500	29	391,600	13	408,200
		102	324,700	78	338,700	66	351,200	50	368,900				
		103	325,300	79	339,800	67	352,400	51	370,200	30	393,300	14	410,200
		104	325,800	80	340,900	68	353,400	52	371,500				
		105	326,200	81	342,000	69	354,400	53	373,000	31	395,200	15	412,300
		106	326,700										
		107	327,200										
		108	327,700										
		109	328,100	82	343,100	70	355,400	54	374,200	32	396,900	16	414,300
		110	328,500										
		111	328,800										
		112	329,100										
		113	329,400	83	344,100	71	356,500	55	375,300	33	398,600	17	416,300
		114	329,800										
		115	330,100										
		116	330,400										
		117	330,600	84	345,200	72	357,600	56	376,500	34	400,300	18	418,500
		118	330,900										
		119	331,200										
		120	331,400										
		121	331,600	85	346,100	73	358,400	57	377,600	35	402,100	19	420,700
		122	331,900										
		123	332,200										
		124	332,500										
		125	332,700	86	347,100	74	359,500	58	378,500	36	403,800	20	422,800
		126	333,000										
		127	333,400										
		128	333,600										
		129	333,800	87	348,000	75	360,600	59	379,500	37	405,500	21	424,800
		130	334,000										
		131	334,400										
		132	334,600										
		133	334,900	88	349,000	76	361,600	60	380,400	38	407,200	22	426,800
		134	335,300										
		135	335,700										
		136	336,100										
		137	336,400	89	349,900	77	362,300	61	381,000	39	408,900	23	428,800
		138	336,800										
		139	337,200										
		140	337,600										
		141	337,900	90	350,700	78	363,100	62	381,800	40	410,600	24	430,800
		142	338,300										
		143	338,600										
		144	339,000										
		145	339,300	91	351,500	79	363,900	63	382,600	41	412,300	25	432,800
		146	339,700										
		147	340,100										
		148	340,500										
		149	340,800	92	352,300	80	364,600	64	383,400	42	414,000	26	434,800
		150	341,200										
		151	341,600										
		152	342,000										
		153	342,300	93	352,900	81	365,200	65	384,200	43	415,700	27	436,800
		94	353,500										
		95	354,100										
		96	354,700										
		97	355,100	82	365,700	83	366,200	66	385,000	44	417,600	28	438,800
		98	355,500										
		99	356,000										
		100	356,400										
		101	356,900	83	366,200	84	366,700	67	385,800	45	419,500	29	440,800
		102	357,300										
		103	357,800										
		104	358,200										

医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師に適用する。）

1級

2級

3級		4級		5級		6級		7級	
105	358,500	89	369,200	65	384,100	37	405,400	21	424,700
106	359,000	90	369,600						
107	359,400	91	370,200	66	384,800				
108	359,700	92	370,700						
109	360,100								
110	360,600								
111	361,100	93	371,000	67	385,500	38	407,100	22	426,600
112	361,600								
113	362,100								
114	362,600	94	371,500						
115	363,100								
116	363,500								
117	363,900	95	371,900	68	386,100				
118	364,300								
119	364,800								
120	365,300	96	372,200						
121	365,700								
122	366,200								
123	366,700	97	372,800						
124	367,200								
125	367,500								
		98	373,300						
		99	373,800	69	386,700	39	408,900	23	428,400
		100	374,300						
		101	374,900						
		102	375,400						
		103	375,900	70	387,300				
		104	376,300						
		105	376,900						
		106	377,400						
		107	377,900	71	388,000	40	410,700	24	430,300
		108	378,400						
		109	379,000						
		110	379,400						
		111	379,900	72	388,600				
		112	380,400						
		113	381,000	73	389,300	41	412,200	25	432,000
				74	389,800				
				75	390,400				
				76	390,900				
				77	391,300				
				78	391,900				
				79	392,400	42	413,700	26	433,600
				80	392,700				
				81	393,000				
				82	393,500				
				83	393,900				
				84	394,200				
				85	394,500	43	415,200	27	435,300
				86	395,000				
				87	395,500				
				88	395,900				
				89	396,200				
				90	396,600				
				91	397,100	44	416,500	28	436,900
				92	397,500				
				93	397,900				
						45	417,600	29	438,200
						46	418,700	30	439,500
						47	419,800	31	441,100
						48	421,000	32	442,600
						49	422,300	33	444,300
						50	423,400	34	445,900
						51	424,600	35	447,300
						52	425,700	36	448,700
						53	426,900		
						54	427,900		
						55	429,000		
						56	430,100		
						57	431,100	37	449,800
						58	431,600		
						59	432,200		
						60	432,600		
						61	433,200		
						62	433,700	38	451,100
						63	434,100		
						64	434,600		
						65	435,100		
						66	435,500		
						67	435,800	39	452,400
						68	436,100		
						69	436,500		
								40	453,800
								41	454,800
								42	455,500
								43	456,300
								44	456,900

医療職給料表（3）

（この表は、保健師、看護師に適用する。）

1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級

45	457,800
46	458,500
47	459,300
48	460,100
49	460,800
50	461,500
51	462,200
52	463,000
53	463,800
54	464,600
55	465,300
56	466,000
57	466,800

再雇用職員	1級	2級	3級	4級
	239,700	260,200	267,500	277,900
	5級	6級	7級	
	294,300	331,900	376,600	
定年前再雇用短時間勤務職員	1級	2級	3級	4級
	239,700	260,200	267,500	277,900
	5級	6級	7級	
	294,300	331,900	376,600	

別表第2-2 給料表（第4条関係）

福祉職給料表

（この表は、生活支援員に適用する。）

1級		2級		3級		4級		5級	
1級									
号給	給料月額								
1	166,500								
2	167,700								
3	168,800								
4	169,900								
5	171,200								
6	172,400								
7	173,600								
8	174,800								
9	175,800								
10	177,000								
11	178,300								
12	179,500								
13	180,600								
14	181,800								
15	183,100								
16	184,400								
17	185,700								
18	187,400								
19	189,100								
20	190,800								
21	192,500								
22	194,200								
23	195,800								
24	197,400								
25	199,000								
26	200,500								
27	202,000								
28	203,500								
29	205,000								
30	206,500								
31	208,000								
32	209,500								
33	211,000								
34	212,400								
35	213,800	2級							
36	215,200	号給	給料月額						
37	216,600	1	227,700						
38	217,700	2	228,500						
39	218,800	3	229,300						
40	219,900	4	230,100						
41	220,900	5	230,800						
42	221,800	6	231,600						
43	222,700	7	232,400						
44	223,600	8	233,200	3級					
45	224,500	9	234,000	号給	給料月額				
46	225,300	10	234,700	1	244,600				
47	226,100	11	235,400	2	245,400				
48	226,900	12	236,100	3	246,200				
49	227,700	13	236,800	4	246,900				
50	228,400	14	237,400	5	247,600				
51	229,100	15	238,000	6	248,700				
52	229,800	16	238,600	7	249,700				
53	230,500	17	239,200	8	250,700				
54	231,100	18	239,800	9	251,700				
55	231,700	19	240,400	10	252,900				
56	232,300	20	240,900	11	254,000				
57	233,000	21	241,400	12	255,000				
58	233,500	22	241,900	13	256,100				
59	234,000	23	242,400	14	257,100				
60	234,500	24	242,900	15	258,000				
				16	258,500				

1級		2級		3級		4級		5級	
61	235,000	25	243,400	17	259,100				
62	235,400	26	243,900	18	259,500				
63	235,800	27	244,300	19	259,900				
64	236,200	28	244,800	20	260,400				
65	236,600	29	245,400	21	260,900				
66	236,900	30	245,900	22	261,400				
67	237,200	31	246,400	23	261,900				
68	237,500	32	246,800	24	262,500				
69	237,800	33	247,200	25	263,300				
70	238,100	34	247,700	26	263,900				
71	238,400	35	248,200	27	264,500				
72	238,700	36	248,600	28	265,300				
73	238,900	37	249,000	29	266,100				
74	239,200	38	249,500						
75	239,500	39	250,000	30	266,800				
76	239,700	40	250,400						
77	239,900	41	250,800	31	267,400				
78	240,200	42	251,300						
79	240,500	43	251,800	32	268,200				
80	240,700	44	252,200						
81	240,900	45	252,600	33	269,000				
82	241,200								
83	241,500	46	253,000	34	269,700				
84	241,700								
85	241,900	47	253,400	35	270,400				
86	242,200								
87	242,500	48	253,800	36	271,100				
88	242,700								
89	242,900	49	254,200	37	271,800				
90	243,200								
91	243,500	50	254,600	38	272,500				
92	243,700								
93	243,900	51	255,000	39	273,200				
94	244,200								
95	244,500	52	255,400	40	273,900				
96	244,700								
97	244,900	53	255,800	41	274,600				
98	245,200								
99	245,400	54	256,200	42	275,300				
100	245,700								
101	245,900	55	256,600	43	275,900				
102	246,100								
103	246,400	56	257,000	44	276,500				
104	246,700								
105	246,900								
106	247,200	57	257,300	45	277,000				
107	247,500								
108	247,700								
109	247,900	58	257,700	46	277,500				
110	248,200								
111	248,500								
112	248,700	59	258,100	47	278,000				
113	248,900								
114	249,200								
115	249,500	60	258,400	48	278,500				
116	249,700								
117	249,900	61	258,700	49	279,000				
118	250,200								
119	250,500	62	259,100						
120	250,700								
121	250,900	63	259,500	50	279,500				
		64	259,800						
		65	260,100	51	280,000				
		66	260,400						
		67	260,700	52	280,400				
		68	260,900						

1 級

2 級		3 級		4 級		5 級	
69	261,100	53	280,800	25	291,100	9	308,100
70	261,400						
71	261,700	54	281,300	26	291,500	10	309,500
72	261,900						
73	262,100	55	281,700	27	291,900	11	310,800
74	262,400						
75	262,700	56	282,200	28	292,300	12	312,000
76	262,900						
77	263,100	57	282,600	29	292,700	13	313,000
78	263,400						
79	263,700	58	283,100	30	293,100		
80	263,900						
81	264,100	59	283,600	31	293,500	14	314,200
82	264,400						
83	264,700	60	284,100	32	293,900		
84	264,900						
85	265,100	61	284,600	33	294,300	15	315,400
86	265,300						
87	265,600						
88	265,900						
89	266,100	62	285,200	34	294,800		
90	266,300						
91	266,600						
92	266,800						
93	267,100	63	285,800	35	295,300	16	316,500
94	267,400						
95	267,700						
96	267,900						
97	268,100	64	286,400	36	295,800		
98	268,400						
99	268,600						
100	268,900						
101	269,100	65	287,000	37	296,300	17	317,600
102	269,300						
103	269,600						
104	269,900						
105	270,100						
106	270,300	66	287,600	38	296,800		
107	270,600						
108	270,800						
109	271,100	67	288,200	39	297,300	18	318,700
110	271,400						
111	271,700						
112	271,900						
113	272,100	68	288,800	40	297,800		
114	272,400						
115	272,600						
116	272,800						
117	273,100	69	289,300	41	298,300	19	319,800
118	273,400						
119	273,700						
120	273,900						
121	274,100						
122	274,300						
123	274,600						
124	274,900	70	289,800	42	299,000		
125	275,100						
126	275,300						
127	275,600						
128	275,900						
129	276,100						
130	276,300						
131	276,600	71	290,300	43	299,600	20	320,900
132	276,900						
133	277,100						
134	277,300						
135	277,600						
136	277,900						
137	278,100						
		72	290,800	44	300,300		

1 級

2 級

3 級

4 級

5 級

73	291,300	45	300,900	21	321,900
74	291,800	46	301,500	22	323,000
75	292,200	47	302,100	23	324,100
76	292,600	48	302,600	24	325,200
77	293,000	49	303,100	25	326,200
78	293,400	50	303,700		
79	293,800	51	304,300		
80	294,200	52	304,900		
81	294,600	53	305,500	26	327,300
82	295,000	54	306,200		
83	295,400	55	306,900		
84	295,900	56	307,600		
85	296,200	57	308,200	27	328,400
86	296,700	58	308,900		
87	297,200	59	309,600		
88	297,700	60	310,200		
89	298,000	61	310,800	28	329,400
90	298,500				
91	299,000				
92	299,300				
93	299,700	62	311,500	29	330,400
94	300,200				
95	300,700				
96	301,200				
97	301,500	63	312,200	30	331,400
98	301,900				
99	302,400				
100	302,900				
101	303,300	64	312,800	31	332,400
102	303,700				
103	304,000				
104	304,300				
105	304,600	65	313,300	32	333,400
106	305,000				
107	305,300				
108	305,700				
109	306,000	66	313,800	33	334,400
110	306,400				
111	306,800				
112	307,100				
113	307,300	67	314,400	34	335,300
114	307,600				
115	307,900				
116	308,100				
117	308,300	68	315,000	35	336,400
118	308,600				
119	308,900				
120	309,100				
121	309,300	69	315,600	36	337,400
122	309,600				
123	309,900				
124	310,100				
125	310,300	70	316,000	37	338,400
126	310,600				
127	310,900				
128	311,100				
129	311,300	71	316,500	38	339,400
130	311,600				
131	311,900				
132	312,100				
133	312,300	72	317,000	39	340,400
134	312,600				
135	312,900				
136	313,100				
137	313,300	73	317,300	40	341,400
138	313,600				
139	313,900				
140	314,100				
141	314,300	74	317,800	41	342,400
142	314,600				
143	314,900				
144	315,100				
145	315,300	75	318,300	42	343,400
146	315,600				
147	315,900				
148	316,100				
149	316,300	76	318,700	43	344,400
150	316,600				
151	316,900				
152	317,100				
153	317,300	77	319,200	44	345,400
154	317,600				
155	317,900				
156	318,100				
157	318,300	78	319,700	45	346,400
158	318,600				
159	318,900				
160	319,100				
161	319,300	79	320,200	46	347,400
162	319,600				
163	319,900				
164	320,100				
165	320,300	80	320,700	47	348,400
166	320,600				
167	320,900				
168	321,100				
169	321,300	81	321,200	48	349,400
170	321,600				
171	321,900				
172	322,100				
173	322,300	82	321,700	49	350,400
174	322,600				
175	322,900				
176	323,100				
177	323,300	83	322,200	50	351,400
178	323,600				
179	323,900				
180	324,100				
181	324,300	84	322,700	51	352,400
182	324,600				
183	324,900				
184	325,100				
185	325,300	85	323,200	52	353,400
186	325,600				
187	325,900				
188	326,100				
189	326,300	86	323,700	53	354,400
190	326,600				
191	326,900				
192	327,100				
193	327,300	87	324,200	54	355,400
194	327,600				
195	327,900				
196	328,100				
197	328,300	88	324,700	55	356,400
198	328,600				
199	328,900				
200	329,100				
201	329,300	89	325,200	56	357,400
202	329,600				
203	329,900				
204	330,100				
205	330,300	90	325,700	57	358,400
206	330,600				
207	330,900				
208	331,100				
209	331,300	91	326,200	58	359,400
210	331,600				
211	331,900				
212	332,100				
213	332,300	92	326,700	59	360,400
214	332,600				
215	332,900				
216	333,100				
217	333,300	93	327,200	60	361,400
218	333,600				
219	333,900				
220	334,100				
221	334,300	94	327,700	61	362,400
222	334,600				
223	334,900				
224	335,100				
225	335,300	95	328,200	62	363,400
226	335,600				
227	335,900				
228	336,100				
229	336,300	96	328,700	63	364,400
230	336,600				
231	336,900				
232	337,100				
233	337,300	97	329,200	64	365,400
234	337,600				
235	337,900				
236	338,100				
237	338,300	98	329,700	65	366,400
238	338,600				
239	338,900				
240	339,100				
241	339,300	99	330,200	66	367,400
242	339,600				
243	339,900				
244	340,100				
245	340,300	100	330,700	67	368,400
246	340,600				
247	340,900				
248	341,100				
249	341,300	101	331,200	68	369,400
250	341,600				
251	341,900				
252	342,100				
253	342,300	102	331,700	69	370,400
254	342,600				
255	342,900				
256	343,100				
257	343,300	103	332,200	70	371,400
258	343,600				
259	343,900				
260	344,100				
261	344,300	104	332,700	71	372,400
262	344,600				
263	344,900				
264	345,100				
265	345,300	105	333,200	72	373,400
266	345,600				
267	345,900				
268	346,100				
269	346,300	106	333,700	73	374,400
270	346,600				
271	346,900				
272	347,100				
273	347,300	107	334,200	74	375,400
274	347,600				
275	347,900				
276	348,100				
277	348,300	108	334,700	75	376,400
278	348,600				
279	348,900				
280	349,100				
281	349,300	109	335,200	76	377,400
282	349,600				
283	349,900				
284	350,100				
285	350,300	110	335,700	77	378,400
286	350,600				
287	350,900				
288	351,100				
289	351,300	111	336,200	78	379,400
290	351,600				
291	351,900				
292	352,100				
293	352,300	112	336,700	79	380,400
294	352,600				
295	352,900				
296	353,100				
297	353,300	113	337,200	80	381,400
298	353,600				
299	353,900				
300	354,100				

1 級

2 級

3 級

4 級

5 級

81	320,000	37	338,400		
82	320,300				
83	320,600				
84	320,800				
85	321,000				
86	321,300	38	339,400		
87	321,600				
88	321,800				
89	322,000				
90	322,300				
91	322,600	39	340,400		
92	322,900				
93	323,100				
94	323,400				
95	323,700				
96	323,900	40	341,300		
97	324,100				
98	324,400				
99	324,700				
100	324,900				
101	325,100				
				41	342,200
				42	343,100
				43	344,000
				44	344,900
				45	345,800
				46	346,800
				47	347,800
				48	348,700
				49	349,600
		50	350,500		
		51	351,400		
		52	352,200		
		53	353,000		
		54	353,800		
		55	354,600		
		56	355,300		
		57	356,000		
		58	356,800		
		59	357,600		
		60	358,200		
		61	358,900		
		62	359,500		
		63	360,200		
		64	360,900		
		65	361,500		
		66	362,000		
		67	362,500		
		68	363,000		
		69	363,400		

再雇用職員	1 級	2 級	
	197,900	209,000	
	3 級	4 級	5 級
	227,500	248,600	279,800
定年前再雇用短時間勤務職員	1 級	2 級	
	197,900	209,000	
	3 級	4 級	5 級
	227,500	248,600	279,800

別表第3 級別基準職務表（第4条関係）

イ 事務職等給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主任の職務 2 主査の職務
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 副主幹の職務 2 室長補佐又は部長補佐の職務
6級	1 主幹の職務 2 室長又は部長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 困難な業務を行う室長補佐又は部長補佐の職務
7級	1 困難な業務を行う主幹の職務 2 困難な業務を行う室長又は部長の職務
8級	副所長の職務
9級	困難な業務を行う副所長の職務

ロ 医療職給料表（1）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師の職務
2級	医長又は科長の職務
3級	1 副主幹の職務 2 主幹又は部長の職務 3 医療局長の職務
4級	所長の職務

ハ 医療職給料表（2）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う技師の職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務
3級	主任の職務
4級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う主任の職務

5 級	1 係長の職務 2 副主幹の職務 3 部長補佐の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
6 級	1 主幹の職務 2 部長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 困難な業務を行う部長補佐の職務
7 級	1 困難な業務を行う主幹の職務 2 困難な業務を行う部長の職務

ニ 医療職給料表（3）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健師又は看護師の職務 2 主任である准看護師の職務 3 困難な業務を行う准看護師の業務
3 級	1 主任である保健師又は看護師の職務 2 困難な業務を行う保健師又は看護師の職務 3 困難な業務を行う主任である准看護師の職務
4 級	1 主査の職務 2 困難な業務を行う主任である保健師又は看護師の職務 3 特に困難な業務を行う主任である准看護師の職務
5 級	1 係長又は看護師長の職務 2 副主幹の職務 3 部長補佐の職務 4 困難な業務を行う主査の職務
6 級	1 主幹の職務 2 部長の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 困難な業務を行う部長補佐の職務
7 級	困難な業務を行う部長の職務

ホ 福祉職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	生活支援員の職務
2 級	高度な技能又は経験を必要とする生活支援員の職務

3級	主任生活支援員の職務
4級	技査の職務
5級	高度な技能又は経験を必要とする技査の職務

別表第4 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校，中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校，聾学校及び養護学校を，「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校を，「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第4-2 修学年数調整表（第5条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について、理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第4-3 経験年数換算表（第5条関係）

経歴の種類・職員の職務との関係		換算率
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関、外国政府職員としての在職期間		10割以下
民間における企業体団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下
	その他のもの	8割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	医療研究等の職務で関係があると認められるもの	10割以下
	その他の期間	5割以下

備考

経歴欄の左欄「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校その他これに準ずる訓練期間における在学期間（正規の修業年限内の期間に限る。）に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を、職員としての職務に直接役立つと認められる期間については80/100以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下）、その他の期間については50/100以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、80/100以下）とする。

別表第4-4 初任給基準表（第5条関係）

イ 事務職等給料表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
大 学 卒 業 程 度		1 級 2 5 号 給
高 等 学 校 卒 業 程 度		1 級 9 号 給
資 格 ・ 免 許 職	大 学 卒	1 級 2 5 号 給
	短 大 卒	1 級 1 7 号 給
そ の 他	高 校 卒	1 級 5 号 給

ロ 医療職給料表（1）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 及 び 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	1 級 2 5 号 給
	大 学 六 卒	1 級 9 号 給

ハ 医療職給料表（2）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 六 卒	2 級 1 7 号 給
	大 学 卒	2 級 5 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 1 5 号 給
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 視 能 訓 練 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 2 1 号 給
	高 校 卒	1 級 5 号 給
そ の 他	高 校 卒	1 級 5 号 給

二 医療職給料表（3）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 級 1 5 号 給
	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
看 護 師	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
	短 大 2 卒	2 級 5 号 給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 5 号 給

ホ 福祉職給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
生 活 支 援 員	中 学 卒	1 級 9 号 給
	高 校 卒	1 級 2 1 号 給

別表第5 昇格時号給対応表（第6条関係）

イ 事務職等給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14

36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	21	37	38	46	43	30	30	
55	22	38	39	47	44	30	30	
56	22	38	40	48	44	30	30	
57	23	39	41	49	45	31	30	
58	23	39	42	50	45	31	31	
59	24	40	43	51	46	31	31	
60	24	40	44	52	46	31	31	
61	25	41	45	53	47	31	31	
62	25	42	45	54	47	31		
63	26	43	45	55	48	31		
64	26	44	46	56	48	31		
65	27	45	46	57	49	31		
66	27	45	46	58	49	31		
67	28	46	47	59	50	31		
68	28	46	47	60	50	31		
69	29	47	47	61	50	31		
70	29	47	48	62	50	31		
71	29	48	48	63	50	31		
72	30	48	48	64	50	31		
73	30	49	49	65	50	31		
74	30	49	49	66	50	31		
75	31	49	49	67	50	31		
76	31	49	50	68	50	31		
77	31	49	50	68	51	31		
78	32	50	50	68	51	32		

79	32	50	51	68	51	32		
80	32	50	51	68	51	32		
81	33	50	51	69	51	32		
82	33	50	52	69	51	32		
83	33	51	52	69	51	32		
84	34	51	52	69	51	32		
85	34	51	53	69	51	33		
86	34	51	53	70	51			
87	35	51	53	70	51			
88	35	52	53	70	51			
89	35	52	54	71	52			
90	36	52	54	72	52			
91	36	52	54	73	52			
92	36	52	54	74	52			
93	37	53	55	75	53			
94		53	55					
95		53	55					
96		53	55					
97		53	55					
98		54	55					
99		54	55					
100		54	56					
101		54	56					
102		54	56					
103		55	56					
104		55	56					
105		55	56					
106		55	56					
107		55	57					
108		56	57					
109		56	57					
110		56	57					
111		56	57					
112		56	57					
113		56	57					
114		56						
115		56						
116		56						
117		57						
118		57						
119		57						
120		57						
121		57						

122		57						
123		57						
124		57						
125		57						

□ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11

36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	25	30	22
47	25	31	23
48	26	32	24
49	26	33	25
50	26	34	26
51	26	35	27
52	27	36	28
53	27	37	29
54	27	37	30
55	27	38	31
56	28	38	32
57	28	39	33
58	28	39	34
59	28	40	35
60	29	40	36
61	29	41	37
62	29	41	37
63	30	42	38
64	30	42	38
65	31	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43

79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

八 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19

36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	25	30	34	30	30	25
47	26	31	35	31	31	25
48	26	32	36	32	32	25
49	27	33	37	33	33	25
50	27	34	38	33	33	25
51	28	35	39	34	33	26
52	28	36	40	34	34	26
53	29	37	41	35	34	26
54	29	38	42	35	34	26
55	30	39	43	36	35	26
56	30	40	44	36	35	26
57	31	41	45	37	35	27
58	31	42	46	37	36	27
59	32	43	47	38	36	27
60	32	44	48	38	36	27
61	33	45	49	39	37	27
62	33	46	50	39	37	27
63	34	47	51	40	38	28
64	34	48	52	40	38	28
65	35	49	53	41	39	28
66	35	50	54	41	39	
67	36	51	55	41	40	
68	36	52	56	42	40	
69	37	53	57	42	40	
70	37	53	58	42	40	
71	38	54	59	43	40	
72	38	54	60	43	41	
73	39	55	61	43	41	
74	39	55	61	44	41	
75	40	56	62	44	41	
76	40	56	62	44	41	
77	41	57	63	45	42	
78	41	57	63	45	42	

79	41	57	64	45	42	
80	42	58	64	45	42	
81	42	58	65	46	42	
82	42	58	65	46	43	
83	43	59	66	46	43	
84	43	59	66	46	43	
85	43	59	67	47	43	
86		60	67	47		
87		60	68	47		
88		60	68	47		
89		60	69	47		
90		60	70	48		
91		61	71	48		
92		61	72	48		
93		61	73	48		
94		61	73	48		
95		61	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	49		
98		62	74	49		
99		62	74	49		
100		62	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	50		
104		63	74	50		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

二 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19

36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	41	34	46	42	33	37
59	42	35	47	43	34	37
60	42	36	48	44	34	37
61	43	37	49	45	35	37
62	43	38	50	46	35	38
63	44	39	51	47	36	38
64	44	40	52	48	36	38
65	45	41	53	49	37	38
66	46	42	54	50	37	38
67	47	43	55	51	38	39
68	48	44	56	52	38	39
69	49	45	57	53	39	39
70	50	46	58	53	39	
71	51	47	59	54	40	
72	52	48	60	54	40	
73	53	49	61	55	41	
74	54	50	62	55	41	
75	55	51	63	56	41	
76	56	52	64	56	41	
77	57	53	65	57	41	
78	58	54	66	58	41	

79	59	55	67	59	42	
80	60	56	68	60	42	
81	61	57	69	61	42	
82	62	58	70	61	42	
83	63	59	71	62	42	
84	64	60	72	62	42	
85	65	61	73	63	43	
86	65	62	74	63	43	
87	66	63	75	64	43	
88	66	64	76	64	43	
89	67	65	77	65	43	
90	67	66	78	65	43	
91	68	67	79	66	44	
92	68	68	80	66	44	
93	69	69	81	67	44	
94	70	70	82	67		
95	71	71	83	68		
96	72	72	84	68		
97	73	73	85	68		
98	74	74	85	68		
99	75	75	86	69		
100	76	76	86	69		
101	77	77	87	69		
102	77	78	87	69		
103	78	79	88	70		
104	78	80	88	70		
105	79	81	89	70		
106	79	81	90	70		
107	80	81	91	71		
108	80	82	92	71		
109	81	82	92	71		
110	81	82	92	71		
111	81	83	93	72		
112	81	83	93	72		
113	81	83	93	73		
114	82	84	94			
115	82	84	94			
116	82	84	94			
117	82	85	95			
118	82	85	95			
119	83	85	95			
120	83	85	96			
121	83	86	96			

122	83	86	96			
123	83	86	97			
124	84	86	97			
125	84	87	97			
126	84	87				
127	84	87				
128	84	87				
129	85	88				
130	85	88				
131	85	88				
132	86	88				
133	86	89				
134	86	89				
135	87	89				
136	87	90				
137	87	90				
138	88	90				
139	88	90				
140	88	90				
141	89	91				
142	89	91				
143	89	91				
144	89	91				
145	90	91				
146	90	92				
147	90	92				
148	90	92				
149	91	92				
150	91	92				
151	91	93				
152	91	93				
153	92	93				
154	92					
155	92					
156	92					
157	93					
158	93					
159	93					
160	94					
161	94					
162	94					
163	95					
164	95					

165	95					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

ホ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10
29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17

38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27
58	22	42	30	27
59	23	43	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34
76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35
79	43	55	51	35
80	44	55	52	35

81	45	55	53	36
82	45	56	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36
85	46	57	57	36
86	46	57	58	36
87	47	57	59	37
88	47	58	60	37
89	47	58	61	37
90	48	58	61	37
91	48	59	62	37
92	48	59	62	37
93	49	59	63	38
94	49	60	63	38
95	49	60	64	38
96	50	60	64	38
97	50	61	65	38
98	50	61	65	38
99	51	61	66	39
100	51	62	66	39
101	51	62	67	39
102	52	62	67	
103	52	63	68	
104	52	63	68	
105	52	63	69	
106	52	64	70	
107	53	64	71	
108	53	64	72	
109	53	65	73	
110	53	65	73	
111	53	65	74	
112	54	65	74	
113	54	66	75	
114	54	66	75	
115	54	66	76	
116	54	66	76	
117	55	67	76	
118	55	67	76	
119	55	67	76	
120	55	67	76	
121	55	67	76	
122		67	76	
123		67	76	

124		67	76	
125		67	76	
126		67	76	
127		67	76	
128		67	76	
129		67	76	
130		67	76	
131		67	76	
132		67	76	
133		67	76	
134		67		
135		67		
136		67		
137		67		

別表第6 休職期間等調整換算表（第10条関係）

休 職 等 の 期 間	換 算 率
労働災害又は通勤災害による休職又は休暇の期間	3 / 3 以下
労働災害又は通勤災害上の生死不明又は所在不明による休職の期間	
派遣職員の派遣の期間	
就業規則第56条に規定する介護休暇の期間	
職務に関連があると認められる学術上の長期の研究、調査等に従事する場合の休職の期間	1 / 2 以下
私傷病による休職又は休暇の期間（労働災害又は通勤災害によるものを除く。）	1 / 3 以下（ただし、結核性疾患にあつては、1 / 2 以下とすることができる）
生死不明又は所在不明による休職の期間（労働災害又は通勤災害によるものを除く。）	
刑事事件に係る起訴による休職の期間（無罪の判決を受けた場合の休職に限る。）	3 / 3 以下

別表第7 適用区分表（第14条関係）

職 員	調整数
1 理学療法士（10に掲げる職員を除く。） 2 作業療法士（10に掲げる職員を除く。） 3 生活支援員	3
4 保育指導員	2. 5
5 生活指導員（10に掲げる職員を除く。）及び職業指導員 6 病理細菌技術者 7 診療エックス線技師及び診療放射線技師 8 医師、看護師等及び心理判定業務に従事する職員（10に掲げる職員を除く。）、言語聴覚士並びに医療社会事業に従事する職員 9 保健師（管理職員を除く。）	2
10 医師、看護師等、理学療法士、作業療法士、心理判定業務に従事する職員及び生活指導員（管理職員に限る。）	1. 5
11 薬剤師及び栄養士	1

別表第7-2

調整基本額表（第14条関係）

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円

2 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	10,800円
2級	13,100円
3級	14,500円
4級	15,600円

3 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円

4 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

5 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

別表第8 給料の特別調整額表（第15条関係）

職	区 分
所長	二種
副所長 医療局長	二種
部長（リハビリテーション部を除く。）	四種
リハビリテーション部長	五種

別表第8-2（第15条関係）

イ 事務職等給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
9 級	一 種	1 1 4, 7 0 0 円
	二 種	1 0 4, 2 0 0 円
8 級	一 種	1 0 3, 4 0 0 円
	二 種	9 4, 0 0 0 円
7 級	二 種	8 8, 5 0 0 円
	三 種	7 9, 7 0 0 円
	四 種	6 6, 4 0 0 円
	五 種	6 2, 0 0 0 円
	六 種	5 7, 5 0 0 円
6 級	二 種	8 3, 1 0 0 円
	三 種	7 4, 8 0 0 円
	四 種	6 2, 3 0 0 円
	五 種	5 8, 2 0 0 円
	六 種	5 4, 0 0 0 円
	七 種	4 9, 9 0 0 円
5 級	三 種	7 1, 4 0 0 円
	七 種	4 7, 6 0 0 円

ロ 医療職給料表（1）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	一 種	1 2 1, 1 0 0 円
	二 種	1 1 0, 1 0 0 円
	三 種	9 9, 1 0 0 円
	四 種	8 2, 6 0 0 円
3 級	二 種	1 0 2, 8 0 0 円
	三 種	9 2, 5 0 0 円
	四 種	7 7, 1 0 0 円
	五 種	7 1, 9 0 0 円

ハ 医療職給料表（２）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	三種	78,800円
	四種	65,700円
	五種	61,300円
6 級	三種	74,800円
	四種	62,300円
	五種	58,200円
5 級	五種	55,000円

ニ 医療職給料表（３）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	四種	66,300円
6 級	四種	65,000円
	五種	60,700円

別表第8-3 (第15条関係)

イ 事務職等給料表

職務の級	区 分	給料の特別調整額
9 級	一種	99,400円
	二種	90,300円
8 級	一種	87,800円
	二種	79,800円
7 級	二種	72,900円
	三種	65,600円
	四種	54,700円
	五種	51,000円
	六種	47,400円
6 級	二種	64,200円
	三種	57,800円
	四種	48,200円
	五種	45,000円
	六種	41,800円
	七種	38,500円
5 級	七種	35,400円

ロ 医療職給料表 (1)

職務の級	区 分	給料の特別調整額
4 級	一種	102,000円
	二種	92,700円
	三種	83,500円
	四種	69,600円
3 級	二種	78,100円
	三種	70,300円
	四種	58,600円
	五種	54,700円

ハ 医療職給料表（２）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	三種	67,200円
	四種	56,000円
	五種	52,200円
6 級	三種	59,300円
	四種	49,400円
	五種	46,100円
5 級	五種	40,200円

ニ 医療職給料表（３）

職務の級	区 分	給料の特別調整額
7 級	四種	56,900円
6 級	四種	49,900円
	五種	46,600円

別表 8 - 4 (第 1 5 条関係)

職	給料表	職務の級	額
医療局長	医療職給料表 (1)	4 級	93,600 円
		3 級	87,400 円
看護部長	医療職給料表 (3)	6 級	56,300 円

別表第9 初任給調整手当（第16条関係）

期間の区分	初任給調整手当月額
1年未満	310,000円
1年以上 2年未満	310,000円
2年以上 3年未満	310,000円
3年以上 4年未満	310,000円
4年以上 5年未満	310,000円
5年以上 6年未満	310,000円
6年以上 7年未満	310,000円
7年以上 8年未満	310,000円
8年以上 9年未満	310,000円
9年以上 10年未満	310,000円
10年以上 11年未満	310,000円
11年以上 12年未満	310,000円
12年以上 13年未満	310,000円
13年以上 14年未満	310,000円
14年以上 15年未満	310,000円
15年以上 16年未満	310,000円
16年以上 17年未満	306,700円
17年以上 18年未満	303,400円
18年以上 19年未満	300,100円
19年以上 20年未満	296,800円
20年以上 21年未満	293,500円
21年以上 22年未満	281,500円
22年以上 23年未満	268,000円
23年以上 24年未満	254,500円
24年以上 25年未満	241,000円
25年以上 26年未満	227,500円
26年以上 27年未満	210,500円
27年以上 28年未満	193,500円
28年以上 29年未満	176,500円
29年以上 30年未満	159,500円
30年以上 31年未満	142,000円
31年以上 32年未満	124,500円
32年以上 33年未満	107,000円
33年以上 34年未満	87,000円
34年以上 35年未満	67,000円

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4項に規定する経過期間内に新たに第1号に規定する職員となった日以後の期間を示す。

別表 9-2 初任給調整手当（第 16 条関係）

職員の区分 期間の区分	第 1 項第 2 号の職を占める職員
	円
1 年未満	10,000
1 年以上 2 年未満	8,000
2 年以上 3 年未満	6,000
3 年以上 4 年未満	4,000
4 年以上 5 年未満	2,000

備考 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 項に規定する経過期間内に新たに第 2 号及び第 3 号に規定する職員となった日以後の期間を示す。

別表第10 扶養手当の額 (第17条関係)

(単位：円)

扶養親族		年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度 以降
配偶者 (第17条第2項第1号)	事務職等給料表7級以下		6,500	6,500	6,500
	事務職等給料表8級		6,500	3,500	3,500
	事務職等給料表9級		6,500	3,500	(支給なし)
子 (第17条第2項第2号)			10,000	10,000	10,000
父母等 (第17条第2項第3号から第6号まで)	事務職等給料表7級以下		6,500	6,500	6,500
	事務職等給料表8級		6,500	3,500	3,500
	事務職等給料表9級		6,500	3,500	(支給なし)

備考

- 「事務職等給料表7級」、「事務職等給料表8級」及び「事務職等給料表9級」には、これらに相当する職務の級を含む。

別表第 1 1 地域手当の率 (第 1 8 条関係)

地域手当の率	1 0 0 分の 3 . 5
--------	----------------

別表第 1 1 - 2 地域手当の率 (第 1 8 条関係)

地域手当の率	1 0 0 分の 1 6
--------	--------------

別表第12 自動車等の使用者の通勤手当の額（第20条関係）

片道の通勤距離		支給月額	
		四輪の自動車	その他
2キロメートル以上	4キロメートル未満	2,000円	2,000円
4キロメートル以上	6キロメートル未満	4,200円	4,200円
6キロメートル以上	8キロメートル未満	5,520円	
8キロメートル以上	10キロメートル未満	7,100円	
10キロメートル以上	12キロメートル未満	8,680円	7,100円
12キロメートル以上	14キロメートル未満	10,260円	
14キロメートル以上	16キロメートル未満	11,830円	10,000円
16キロメートル以上	18キロメートル未満	13,410円	
18キロメートル以上	20キロメートル未満	14,990円	
20キロメートル以上	22キロメートル未満	16,570円	12,900円
22キロメートル以上	24キロメートル未満	18,140円	
24キロメートル以上	26キロメートル未満	19,720円	15,800円
26キロメートル以上	28キロメートル未満	21,300円	
28キロメートル以上	30キロメートル未満	22,880円	
30キロメートル以上	32キロメートル未満	24,450円	18,700円
32キロメートル以上	34キロメートル未満	26,030円	
34キロメートル以上	36キロメートル未満	27,610円	21,600円
36キロメートル以上	38キロメートル未満	29,190円	
38キロメートル以上	40キロメートル未満	30,770円	
40キロメートル以上	42キロメートル未満	32,340円	24,400円
42キロメートル以上	44キロメートル未満	33,920円	
44キロメートル以上	46キロメートル未満	35,500円	26,200円
46キロメートル以上	48キロメートル未満	37,080円	
48キロメートル以上	50キロメートル未満	38,650円	
50キロメートル以上	52キロメートル未満	40,230円	28,000円
52キロメートル以上	54キロメートル未満	41,810円	
54キロメートル以上	56キロメートル未満	43,390円	29,800円
56キロメートル以上	58キロメートル未満	44,970円	
58キロメートル以上	60キロメートル未満	46,540円	
60キロメートル以上	62キロメートル未満	48,120円	31,600円
62キロメートル以上	64キロメートル未満	49,700円	
64キロメートル以上	66キロメートル未満	51,280円	
66キロメートル以上	68キロメートル未満	52,850円	
68キロメートル以上	70キロメートル未満	54,430円	
70キロメートル以上	72キロメートル未満	56,010円	

72キロメートル以上 74キロメートル未満	57,590円	
74キロメートル以上 76キロメートル未満	59,160円	
76キロメートル以上 78キロメートル未満	60,740円	
78キロメートル以上 80キロメートル未満	62,320円	
80キロメートル以上	63,900円	

備考 平均1箇月当たりの通勤所要回数（年間通勤所要回数を12で除して得た額）が、10回に満たない再雇用短時間勤務職員等については、それぞれの額に50/100を乗じて得た額を減額する。

別表第13 交通距離に応じた加算額（第21条関係）

交通距離	加算額	
	地域手当支給職員	その他
60km以上100km未満	8,000円	
100km以上300km未満	16,000円	8,000円
300km以上500km未満	24,000円	16,000円
500km以上700km未満	32,000円	24,000円
700km以上900km未満	40,000円	32,000円
900km以上1,100km未満	46,000円	40,000円
1,100km以上1,300km未満	52,000円	46,000円
1,300km以上1,500km未満	58,000円	52,000円
1,500km以上2,000km未満	64,000円	58,000円
2,000km以上2,500km未満	70,000円	64,000円
2,500km以上	70,000円	70,000円

別表第14 特殊勤務手当の額（第22条関係）

種 類	支給される職員の範囲	支 給 額
1 防疫作業に従事する職員	職員が、感染症（1類～3類及び新型インフルエンザ等感染症並びに栃木県人事委員会がこれらに相当すると認めるもの）が発生し、若しくは発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき（2に規定する作業に従事したときを除く。）	（日）330円
2 夜間業務手当	一 看護等の業務に従事する看護師及び准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間）において行われる業務に従事したとき	次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 （1回）7,300円 ロ 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 ○ 4時間以上（1回）3,550円 ○ 2時間以上4時間未満 （1回）3,100円 ○ 2時間未満（1回）2,150円
	二 指導及び訓練の業務に従事する生活支援員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間）において行われる業務に従事したとき	（1回）1,100円

備考 再雇用短時間勤務職員の月額特殊勤務手当の額は、上記の表の月額（金額で定められているものに限る。）に、勤務割合（週当たりの勤務時間／38時間45分）を乗じて得た額とする（1円未満切り捨て）。

別表第15 役職段階別加算の区分（第33条関係）

給料表	職員	加算割合
事務職等給料表	職務の級が9級及び8級である職員	100分の20
	職務の級が7級及び6級である職員	100分の15
	職務の級が5級及び4級である職員	100分の10
	職務の級が3級の職員である職員	100分の5
医療職給料表（1）	職務の級が4級である職員（所長）	100分の20
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級である職員（課長級、課長補佐級在職4年以上）	100分の15
	職務の級が3級である職員 職務の級が2級である職員（係長級在職2年以上）	100分の10
	職務の級が2級である職員 職務の級が1級である職員（大学6卒経験6年以上）	100分の5
医療職給料表（2）	職務の級が7級である職員 職務の級が6級である職員（課長級、課長補佐級在職4年以上）	100分の15
	職務の級が6級及び5級である職員	100分の10
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級である職員（主任）	100分の5
医療職給料表（3）	職務の級が7級及び6級である職員	100分の15
	職務の級が5級である職員	100分の10
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級及び2級である職員（主任）	100分の5
福祉職給料表	職務の級が5級である職員	100分の10
	職務の級が4級である職員 職務の級が3級かつ4月1日現在年齢38歳以上である職員	100分の5

別表第15-2 管理職加算（第33条関係）

給料表	給料の特別調整額の区分		加算割合
事務職等給料表	部長級	1種	22%
		2種	15%
医療職給料表（1）	所長	2種	15%

別表第16 勤勉手当の支給割合（第36条関係）

勤務期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上 6箇月未満	100分の95
5箇月以上 5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上 5箇月未満	100分の80
4箇月以上 4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上 4箇月未満	100分の60
3箇月以上 3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上 3箇月未満	100分の40
2箇月以上 2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上 2箇月未満	100分の20
1箇月以上 1箇月15日未満	100分の15
15日以上 1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第17 災害派遣手当等 (第41条、第42条、第43条関係)

滞在した期間	利用施設の区分 公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考

- 1 滞在した期間とは、災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣職員が栃木県の区域内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間をいう。
- 2 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。